

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の議会を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

東梅康悦君の一般質問を許します。発言席へどうぞ。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 創生会の東梅康悦と申します。議長の質問の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず初めに、さきの議会選挙で当選させていただきました。今後4年間、町民の思い、そしてまた地域の方々の思いを行政当局にぶつけていきたいと思っております。また、この4年間は、復興は、これはもちろん第一の目標ではございますが、将来の大槌町、再生後の大槌町の基礎の部分を決める大事な4年間になると私は思っておりますので、そのこともあわせて4年間取り組んでまいります。

今回の一般質問、4点ほど伺いたいと思います。

まず、1点目。国民健康保険税軽減についてでございます。

さきの6月議会で、国保の財政調整基金の26年度末残高の予想を尋ねたところ、約3億円見込まれるとの答弁をいただきました。そしてまた、保険税の軽減を求めたところ、前向きに考えたいとのことでした。さきに行われた町長選挙におきましても、国保税の軽減を公約の中に掲げた選挙だったと認識しております。来年度以降の国保税をどのように考えていくのか伺います。

2点目といたしまして、就学前教育と保育行政の窓口の一本化についてであります。

昨年度策定された大槌町子ども・子育て支援事業計画は、出生率の低下に伴う少子化の進行の鈍化を期するために、また子供の幸せを一番に考えた子育てしやすい環境整備を進める上で最も大事な計画となります。その計画を実施していく上で、現在の行政の体制でも可能なことは承知しております。町長は現在2つある行政窓口の一本化を考えているようですが、どのような内容で具体化させるのか伺います。あわせて、当該計画の中にある障害を持つ子供を対象とした現在までの取り組みを伺います。

3つ目といたしまして、役場組織についてでございます。

東日本大震災からの復興に向け官民一体で取り組んでいる今日、これまで行政は町長を中心に職員が一体となり大槌町の再生を目標に取り組んできたと認識しております。今後におきましても、町長を中心に組織が一致団結し、大槌町の復興をなし遂げていかなければなりません。

そこで重要になってくるのが、言うまでもなく職員の皆さんが担当している業務につきましては万全を尽くしていただきたいし、そしてまた管理職の皆様におかれましては、職員の体調管理に配慮しながら担当業務全体を管理していくことだと思っております。今まで行ってきたことを引き続きお願いするものでございます。

町全体が復興という大きな目標を目指しているとき、行政も部局を超えた横の連携が必要となります。その手段として、組織内における庁議や部課長会議を充実したものにしなければならないと考えます。今後における庁議や部課長会議のあり方やその活用方法について伺います。

4つ目といたしまして、公共施設の管理方針についてお尋ねいたします。

大槌町公共施設マネジメント白書によれば、復興事業等により既に完成したもの、整備中のものを含め、あと数年後には多くの公共施設が供用となります。また、合計床面積も震災前の8万3,000平米から約11万平米となります。これらの施設の管理の方法も、指定管理や地域に委ねることが必要となってきます。施設の目的、分類によって方法が決まってくると思いますが、その方針について伺います。あわせて、遊休化している施設があれば、その利活用や改修、廃止について、今後の方針を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦議員のご質問にお答えいたします。

1の国民健康保険税の軽減についてお答えいたします。

当町におきましては、東日本大震災津波の影響による被保険者数の減少が顕著であり、このことが保険税の収入額に影響を与えているところであります。

一方、1人当たりの療養諸費は、自己負担免除の影響もあると思われませんが、25年度実績額においては県内市町村別でトップであります。

また、国の動きとしましては、本年度応能分として中間所得層の被保険者の負担に配慮した課税限度額の引き上げ及び応益分として景気動向等を踏まえた軽減判定所得の見直しが行われ、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充が図られたところであります。

このような中、30年度から国保保険者を都道府県とする動きが進んでいるものの、国民健康保険税税率の具体的な運用方法等が見えていない部分があることから、今後の動向に注視しなければならない状況にあります。

言うまでもなく、国民健康保険の安定的かつ持続可能な財政運営が、国民皆保険のセーフティーネットとしての役割であり、保険者の至上命題であると考えております。

当町の現状並びに国民健康保険制度が大きな変革を控えておりますが、国保税の引き下げについて対応してまいります。

2の就学前教育と保育行政の窓口一本化についてお答えいたします。

現在、保育園を希望する保護者は入園申し込み手続を民生部保健福祉課へ、一方私立幼稚園の入園申し込み手続につきましては、保護者が直接各幼稚園に対して行っている状況であります。また、幼稚園入園者の保護者は、保育料負担を軽減する就園奨励費補助金の申請手続も各幼稚園を通じで教育部学務課へ申請しており、窓口が分散している状況にあります。

組織改革を伴う担当部署の一元化につきましては、業務内容や職員配置の見直しなどを検討し、来年4月を目指し、窓口の一元化に向けて調整を進めてまいります。

しかしながら、利用者にとりましては、就学前教育と保育の相談窓口の一本化は急務であることから、当面、既に保健福祉課窓口において幼稚園・保育園双方の利用に係る相談対応を実施するなど、利用者の利便性向上に努めてまいります。

また、障がいを持つ子供を対象とした現在までの取り組みですが、大槌保育園における障がい児保育事業の実施を初め、もうもう教室の充実や釜石市のすくすく親子教室との連携強化に向けた取り組みを進めてまいります。

具体的には、3歳児健診や保健師の個別訪問などから把握した個別ケースへの支援が課題と考えることから、個別ケースへの支援が必要と見込まれる場合は、もうもう教室の場や児童相談所等の専門職員の支援をいただきながら、就学前までの個々の身体等の発達状況に応じた支援、保護者の不安に対する相談対応などを充実させていきたいと考えております。

3の役場組織についてお答えいたします。

本町では、庁議において、町政の基本的施策に関する事項や部局にまたがる重要な施策等に関し、各部局長等による協議・報告を行っているところであります。

また、町政運営の重要事項に関する連絡調整を行うため、部局長に課長級職員を加え

た構成員による部課長会議を開催しております。

ご指摘のとおり、町政運営に当たっては部局を超えた横の連携が重要と認識しているところであり、庁議等の場を活用し、部局間の調整を図るとともに、町長としての考えを幹部職員に浸透させていきたいと考えております。

また、組織全体で問題意識を共有し、十分な意思疎通を図っていくことができるような雰囲気づくりもあわせて行っていきたいと考えております。

4の公共施設の管理方針についてお答えいたします。

平成25年度に策定いたしました公共施設マネジメント白書は、復興後の公共施設の施設数、活用方法、維持管理費の効率化など、あるべき姿について提案することを目的に策定をいたしました。

施設の管理方法については、施設の位置や用途などにより、町による直営、指定管理、地域や地区の自治会による管理を行ってまいります。

指定管理制度の導入方針につきましては、大槌町公の施設に関する指定管理者制度導入指針を定めており、民間の創意工夫やノウハウが施設の管理運営に生かされ、住民サービスの向上や管理運営の効率化が期待されることを導入目的としております。

指定管理者制度の導入によって、住民サービスの向上、経費の削減が図られつつ、地域経済の活性化や地域住民との協働の推進が図られる施設について、指定管理を導入してまいります。

また、地域に密着した運営が優先される集会施設やスポーツ施設等の指定管理の導入については、町内への団体に限定することができることから、新たに整備される地区集会所の管理については、指定管理の導入も検討し、地域と協議をしてまいります。

現在、旧小鎚・金沢小学校、旧小鎚・金沢保育所の4カ所が遊休施設となっております。平成30年度に公共施設等総合管理計画を策定し、遊休施設の今後の活用、改廃等を検討してまいります。

計画の策定に当たっては、地域の意見も踏まえ、十分に検討してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 答弁ありがとうございました。

まず、再質問に入る前に、昨日の同僚議員の一般質問の町長とのやりとりを聞いていて、町長が選挙戦公約といたしまして、見直しという言葉を使いました。私が考えていた見直しと、昨日町長が説明された見直しというニュアンスが若干違っておったんです

ね。日本語は難しいです。ですので、個々のとり方もそれは自由なんですけれども、私は町長がおっしゃる見直しというのは、直すんだと、正常な状態に戻すんだと、今の計画をチェンジするんだというような認識でまいったわけですが、町長がおっしゃるには、そうじゃないんだと。検証しながら再評価するんだというニュアンスでございます。

私もそういうふうな解釈をしておったわけですが、また町民の方々もそういう思いをお持ちではないのかなと思っています。テレビを見ている方々は、見直しについて町長の見解は知ったと思いますけれども、テレビが見えないところ、あるいはまだそういうふうな状況、勘違いされている方がいると思いますので、今後そういう説明責任は、町長はしなければいけないのかなと思っていますので、ぜひ、勘違いされている方々もいるんだということを改めて思っていただきたいと思います。

それでは、まず、国保についての再質問に入らせていただきます。

町長の所信表明にもあったように、国保税の引き下げを行うということでございますので、そのことにつきましては私も引き下げを望んでいる立場ですから、そういう難しいことは言いません。財調の積立金も2億円。それで、今回、後日補正予算で審議されますと、積立金が1億円加算になって約3億円の積立金となります。この2億円という数字は、思い出しますと、平成21年ごろからかな、2億円の水準を保っている。ですので、今回1億円足されて3億円ということで、国保の減税に踏み切ったと思うんですが、3億円の積み立てになった場合、その軽減の財源として幾らほどを見込んでいるのかというところをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員お尋ねの件でございますが、1億円積み増しになっております。それで、今後、来年度の予算編成の策定に当たって、どのぐらいの割合を使うかどうかも含めまして検討してまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 盛岡から大槌まで、県内各自治体の国保財調の積立金の一覧表を見たとき、大槌町も少ないほうではないんですね。規模を考えた場合。ですので、その3億円たまったお金を、2億円を残して例えば1億円を軽減財源にするとか、あるいは1.5億円を残して1.5億円を軽減財源にするのか。30年になれば県の広域化になるわけですから、その広域化もまだその詳細がわからないということで、幾らお金を持っていく

のかいかないのかもわからないので、全部を全部その軽減材料に使えとは言いません。ただ、やはりその1億円、あるいは1.5億円をぜひその軽減材料に回してもらいたいという事でございます。その金額もまだ決まっていないわけですから、どこの部分を調整しながら軽減という答弁を恐らく聞いたところで、ないのではないかなと思います。

ただ、町長、まず3億円。1億円、1.5億円という話を私はしました。所得税の算出は今さらながらではありますが、所得割、資産割、あるいは人数割、世帯割の4つからの構成になっています。所得の多いところをいじくった場合、所得の多い方々は国保税に限らず多くの税金を納めていると。ただ、ちょっと古い資料になりますけれども、大槌町には昨年12月末現在で約3,600人の被保険者がいると。その人数を、例えば平等で軽減していくのか、あるいは世帯を平等に軽減していくのかということも、かなり重要なところになってくると思いますので、ぜひそこら辺を皆さんが、軽減の税負担、そういうことを、軽減感を味わえるような、感じられるような軽減策にしてもらいたいと思うんですけども、そこら辺の考え方について町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。公約の中で、私は国保税を軽減するという事で、今回の中にもお答えしていますが、下げる形で考えておりました。これは、事務方に話をして、30年度から、国、県が保険者になるわけですけれども、その辺の状況も踏まえながら軽減のあり方、またその間にさまざまな事項もあろうかと思っておりますので、その辺のバランスを考えながら軽減を考えていきたいと。もちろん、被保険者の方々がやはり感じる、そういうものにならなければならないということは十分承知をしております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 下げるという方向性ですので、今私が申し上げたことをまずどこかに覚えておいて、ぜひ軽減作業をする際にはそのようなことを十分考慮した中で、被保険者全員が軽減されてよかったなという感じに思われるような、ぜひ税負担のあり方であってほしいなと思いますので、そこら辺はよろしく作業のほどをお願いしたいと思います。

引き続きまして、次に移ります。

就学前教育と保育行政の窓口の一本化をまずやるんだというお話です。私は、今のそ

の行政対応の中でも十分できるのではないかなとは感じております。子供が出生してから小学校にまず入学するまで、子供も親も保健福祉の部門にはかなりお世話になるわけですね。それで、今回この窓口を一本化する場合、じゃあ今まで就学前に教育委員会がこの子供たちに対してどのようにかかわってきたのかなというところをまずお尋ねしたいんです。そうしなければ、一本化した後の私自身姿が見えない。そういうわけで、確認作業ではございますが、今まで教育委員会が小学校入学前にどのような対応を、どのような仕事をされてきたのかというところをまず確認したいと思います。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 就学前教育・保育の問題につきまして、ご存じのとおり所掌の官庁が文科省と厚労省に分かれると。したがって、幼稚園については学校教育法が基本の法律になって、そこからさまざまな施策があると。それから、保育所につきましては、児童福祉法によってその運営がなされているということで、今ご指摘のとおり、なかなか壁が高い部分がありまして、じゃあそこをどう統合していくかということについては、なかなか教育委員会単独では難しい部分がありました。

ただ、教育委員会としましては、就学前については就学援助費の説明であるとか、あるいは就学時の健康診断であるとかの保育園、幼稚園との連携。それから、幼保小中の連携を指導の連携ということでやっていたし、あと財政面につきまして、それから負担面につきましては、いわゆる幼稚園の就園奨励費の窓口ということでのかわりでございます。

そういったことで、なかなか深いかわりということは持ちかねてきているところが現実でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。私も子供がいるもので、今までどちらかというところと教育委員会よりは民生部門のほうにお世話になってきました。

それで、この答弁によりますと、利用者の利便性の向上を図るということで、それはそれですごくいいことだと思います。その中で、じゃあ窓口を一本化した中で、その業務内容はどうなってくるのかなというところに疑問を持つわけです。今、教育長がおっしゃられたとおり、縦割り行政の関係で文科省、厚労省の壁があるというところで、事務のほうもそういう双方の省にまたがるような事務をするかもしれないと。ですので、どうしてもどのような業務内容を目指した中で一元化を図っていくのか、あるいは今職

員体制が、かつかつのところまで皆さんお仕事をされているわけですが、その少ない職員体制の中で、どのぐらいそこに張りつけした中でその業務になっていくのか。業務の内容とその予想される職員配置のあり方についてを伺いたいと思うんです。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員ご指摘のお話ですが、窓口の一本化につきましては、保健福祉部サイドに教育委員会が担っている業務を持ってくるとか、その逆に教育委員会サイドに保健福祉課が担っている保育所の部分も寄せるとか、そういったときにさまざまなメリット、デメリットがあるかと思います。そういった業務量の内容、それに見合った人員配置等、今後検討していかなければならないかなと考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。まず、あと半年あるわけですが、4月のその機構、組織をちょっといじくらなければ、その一元化というのは成り立たないわけですが、この6カ月間の中で、そこら辺はじっくりと練った中でしっかりとしたものをしてもらいたい。それが利用者、子供たちにとっても、また保護者にとっても、それが行政サービスの向上につながれば、何よりも町民の方々がいいわけですから、ぜひそういうような組織体制にお願いしたいと思います。

また、その窓口の一本化の最終の目的は、今まだ調整中ですから、何か町長が町長選挙でその窓口を一本化ということも今うたっているわけですから、どこにその最終的な目的を置いてそういう窓口の一本化ということをお考えになったのか、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） お答えいたします。

やはりこの一本化については、利用者ということになりますから、保護者の方々ということになります。確かに縦割りということになりますけれども、子供たちもとなる、みんな町民ですのでね。窓口一本化できちんと整備したほうが、私はサービス向上になるだろうということで一本化を掲げております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 急に質問を振りましたので、答えるほうもあれだと思いますけれども、ぜひその組織再編、一本化になるまでは、そこら辺のところをしっかりと固めていただきたいなと思います。

先ほど、教育長のほうから就学奨励金の話が出ました。そうすると、これは私が過去に聞いた話でございます。就学奨励金の事務は保護者が申請するような格好になっていきますけれども、実際は幼稚園の園のほうの先生方がその処理をしているんだという話を聞いたことがあります。それがちょっと前の話でございますので、現在は例えばどうなっているのか。

あるいは、例えば今回一元化になったことによって、今例えば幼稚園の先生方がその奨励事務をとっているのであれば、そういうのも変わってくるんだよという何か見通しがあるのであれば、そこら辺をお尋ねしたいと思います。今だと、奨励事務の幼稚園の先生方が事務をとっているのが解消されるのかどうかというところも含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 先ほど、議員の質問の中にもありましたように、いわゆる幼稚園に入ることについては、直接その保護者が幼稚園に行き入園手続を行います。したがって、教育委員会に行くときには、今の負担、いわゆる保護者負担の割合であるとか、その数であるとかは、幼稚園で第一弾の事務処理をして上がってくると。教育委員会はそれを集約した形で県に上げてやるというような、そういう手続で行っていますので、園のそういった事務処理のいわゆる負担を軽減するについては、やはりその入園の窓口のあたりからやっぱりきちっとしていかないとまずいんだろうなと。いわゆるその幼稚園の負担を軽減するという意味では、新しくできた窓口が何らかの形でサービスを行うというのが大事なんだろうなと思います。

あと、大変失礼な話ですけれども、つけ加えさせていただきますと、一元化については何よりも、就労とかなんとかにかかわらず、子供たちがきちっとした教育を受けられるかと。私、教育委員会の立場としますと、やっぱり事務処理の一元化もそうですけれども、教育の中身の一元化ということもすごく重要なことなんだろうなというふうに思いますので、今後そういった面も含めながらいい方向に進めるように、関係各課等の調整を図ってまいりたい、そういうふうに思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 私も教育長がおっしゃられるとおり、幼稚園、保育所を問わず、子供たちの成長段階が、幼稚園であろうが保育所であろうが、町内の子供たちが同じような環境の中で健やかに育ててもらいたいことを願うんですね。昨日の一般質問ではありま

せんが、ちょっとつまずくと学校に行けなくなるような、年をとった場合です。そういうのはぜひ、幼少のころから取り組んでいくと、1人でも2人でも恐らく人数が減るような結果になると私は思っておりますので、ぜひそこら辺はしっかりとしたものにしてもらいたいと思います。

昨日の復興実施計画、聖域なき見直しというお話がありました。震災前、町立の安渡保育所は廃止の方向だったんですね。ただ、今は寺野のほうで仮設の園舎の中で、年齢限定の中で、今町立安渡保育所が運営されています。この震災を経て、若干安渡保育所のあり方も、今後につきまして微妙に変わってきているのかなと、私はそう思っています。町長は、安渡保育所、復興実施計画の中でも保育所再編というのがありますが、私立の保育所はなかなかいじることができない。いじくれるのは、私は正直、安渡保育所じゃないかなと、そのことを言っているんじゃないかなと思うんです。ですので、安渡保育所を町長は今後どうしたいのかというところをぜひ聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。安渡保育所のあり方については、実は事務方と、課題だと。問題というよりも課題だと挙げていました。このあり方について、検討し始めておりますので、今後それをどうするかと、セーフティーネットとして押さえるのか、特殊化されるのか、そういう部分。子供たちが少なくなっている現状がございますので、そういう中で位置づけをどうするかというのは本当に課題だと思っておりますし、それについてはきちんとはっきりとさせて、議会の方々、そして地域の方々、町民の方々に説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ぜひ、そこら辺は慎重な検討をお願いしたいと思います。

当初、安渡保育所、仮設の安渡保育所は、団地の造成ということで移転しなければいけないのではないかという最初の話があったわけですが、戸数の減少の関係で、今の仮設の安渡保育所は当たらないようなニュアンスで私は捉えているんですけども、今の仮設の安渡保育所は、いつごろまであそこで運営させるおつもりなのか。そこら辺の見通しをお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 今の仮設の保育所につきましては、平成29年度まで、震災の

特例の関係で、まだ仮設の状態で設置できるということで伺っております。その間に、存続であれば別な候補地を探して対応していくという期間、それまでには対応していかなければならないのかなと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。29年ということは、28、29とありますので、あと2年ちょっとあるわけでございますから、ぜひ町立保育所のあり方について検討を加えていただきたいと思います。

私がこれからお話しする障がい児の関係にも、その町立の保育所のあり方というのがかかわってくるわけでございますので。

今、障がい児教育は、前はあそこの今社協の事務所があるところ、あそこに町立保育所があったとき、あそこで運営されていましてね。調べたら、今から30年前、1985年に、もうもう教室が始まったようです。ちょっとした長い歴史があるわけでございます。21年に町立の大槌保育所が廃止されることになり、それが私立の花輪田にあります大槌保育園のほうに、もうもう教室は受け継がれたわけでございます。

しかしながら、利用者にお話を聞いてみると、釜石のすくすく教室、あそこを何人かの親御さんは利用しているわけです。ということは、何で大槌町でもそういうのが、窓口があいているのに、釜石まで行かなければいけないのかなと私なりに考えた場合、恐らく内容が違うんじゃないかなと。その中で、釜石のほうへ車で走りながら行っているんじゃないかなと思います。ですので、私立の大槌保育所、あそこも定員も結構お持ちですけれども、安渡保育所が年齢制限をかけたがゆえに、結構安渡保育所の子供たちを受け入れられました。それで、恐らく先生方もぎりぎりの中で幼稚園、子供たちのお世話をしているんじゃないのかなと推測しているわけですが、障がい児教育、みんながみんな障がい児ではないんですね。誰か、どこかのご夫婦に障がいを持つ子供が授かるんですね。それは正直、神様しかわからない。だからどこのご家庭でもそういうふうになり得るということはまず認識してもらいたいと思う。

それで、先ほどの町立保育所のあり方も関連するわけですが、その場合、障がい児保育とか、そういうのもやはりそこは町立が担わなければならない。私立がいっぱいいっぱい経営している中で、やはりそこら辺の部分は町立が担わなければいけない業務じゃないのかなと、私自身はそう思っています。ですので、もうもう教室でもよろしいですし、すくすく教室でもいい。大槌町は、その障がい児教育の自立をこれから考えてい

くのかどうか。もし、現状のままでいくのであれば、釜石との共同で、圏域で、それこそすくすく教室を町内の皆さん方、親御さん方に利用してもらおうという方針をはっきりしてもらいたいんですけども、そこら辺いかがですか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員ご指摘のとおり、そういった障がい児教育が町で中心を担ってというお話は、一理あると思っております。それで、釜石のすくすく教室は、スタッフも開催日も、それに伴いまして個々の対応も充実しております。一方、もうもう教室の場合は、月1回ということで、カリンさん、子ども子育て支援さん、大槌保育園さんと連携して行っておる状態です。そういったスタッフの面、開催日の面から充実をしていかなければならないなと考えております。

今後、児童相談所さんなり専門の先生も招きながら、充実に努めていきたいと思っております。安渡保育所との関係もございまして、総合的に就学前の教育については、あとは教育委員会等も含めて今後検討していきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） よろしくご検討をお願いします。

町長、まず昨年度の事業で創生大槌版ということで、幼稚園、保育所、第2子以降は保育料無料化、あるいは多産家族にはお祝い金の支給なるものを計画しております。それで、町長がお考えになるそういうお金の面での保育料のあり方、あるいは多産世帯へのお祝い金の支給のあり方というものに、どのようなお考えをお持ちなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。経済的支援、それは本当に経済的支援になるんでしょうけれども、私が考えているのは、やはりそういうことでお金を支払うことだけで、例えば子育てに対して責任を持つとか、そういう雰囲気づくりもまた必要ではないかなと思います。何か2子以上はお金を払いますよというようなことになって、自動的にお金が役場から入る、そうではなくて、やはり子育てをしているそれに対して支援がしっかりとしているんだというような、例えば事務的にどうか分かりませんが、私の考えとすれば、一旦支払っていただいていて、後から入れる、支給されるというそういう考え方も必要ではないかなと思いますし、さまざまな経済的支援の部分については、それ以外のことで支援としてあり得ることもありますので、この総合戦略会議の

中では、子育て支援について直接的な子供に対する支援のあり方、また親御さんに対する支援のあり方、さまざまな視点で子育てしやすい、そういうことを考えていきたいなと思っております。

とにかく、経済的支援は必要であるとは思いつつも、しっかりとそれがご家族の中できちんと、親御さんの中でそれが本当に受けているんだ、ありがたいなと思うような、そういう中でシステムをつくっていかねばなと考えておりました。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 財政課長、創生の今第2子以降の無料、あるいは多産世帯への祝い金の支給というところ、その部分をちょっと説明のほうをお願いしたいと思いますけれども。その部分を。総務部長でも結構です。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） この地方創生に関しましては、26年、ことしの3月に計画を今突貫で、突貫でという言い方がいいかはあれですが、立てた経緯がございます。

それで、今、来年度以降の地方総合戦略を策定しておりますが、今回27年度で予算措置されている部分に関しましては、先ほど東梅議員からおっしゃられましたとおり、子育て支援策として第2子無料化とか、それから多子世帯への補助金等を、確かに当初では検討しておりました。それで今、その効果とか、先ほど町長が申しましたとおり単に経済的な、言い方があれですけどもお金をべろっと出すだけではなくて、それが要はずっと続けて、町としても続けることができ、そして効果的であることを今検討して、再構築というか、その分に関しては枠はとっています。確かに子育て支援策という枠の中で今ちょっと再検討はしておりますが、早目に実施したいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 単発的な事業よりは、それは継続性があったほうが、これは誰もがいいことですので、ぜひそこら辺は継続性を持たせたような事業のあり方というものを企画していただきたいと思います。

続きまして、庁議や部課長会議の関係に移りたいと思います。役場組織の関係です。

私は、庁議とか役場部課長会議は、単なる連絡の場であってはならないのではないかなど、私自身はそう考えております。やっぱり震災からの復興、大槌町の再生を目指すためにも、役場庁舎内職員同士、ぜひけんけんがくがくの議論があったほうがいいので

はないかなと私は思っています。確かに、話す人間は評価もされるし逆の場合もある。ですので、そこら辺は難しいところもあります。私もサラリーマンを経験しましたのでそれは十分わかりますけれども、ただ、今大槌町の町を考えた場合、やはり役場内でもぜひそういうふうなけんけんがくがくの議論をしてもらいたいと思います。

庁議は、調べたところ、毎週一度月曜日にしたいんだと、あるいは部課長会議は月1回したいんだと、書き物にはそう書かれています。ただ、皆さん多忙でありますので、その書き物どおりにはいっていないはずですよ。ですので、そこら辺は絶対しろではないが、そこら辺の今までの庁議あるいは部課長会議は、どの程度行ってきたのかなというところをまずわかる範囲でお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 庁議と部課長会議の現状はどういう状況になっているかを回答したいと思います。庁議に関しては、毎週確かにやっていました。それで、震災以降、庁議も部課長会議も毎週やっていたみたいな状況はありました。ただ、それからどんどん時間がたって、それなりに落ちついてきているという状況があって、部課長会議のほうは月1回にしていたし、庁議は毎週やっていたという状況はありました。

ただ、庁議の内容自体が、日程調整とかそういった部分が多いという部分があって、庁議そのものはそういうものじゃないというところなんですね。それで、重要な施策なりそういったことを本来議論すべきところであって、日程調整をやっている場合じゃないんだという話で、それで最近ちょっとそこら辺は見直して、庁議については月1回やるということにしまして、予定は当然重要な議案があればやりますよと。日程調整については、それはそれとして別にやりましょうと。それは日程だけの話ですので、そうはしたいというふうにしていました。

それから、部課長会議も毎月やっていますが、それぞれいろいろ案件があればいいんですが、ないのに人だけ集めて、例えば部課長の人数は大体40人ぐらいいます。ということは、毎月それを集めて何も議案がないときに集めても、その人間の時間を今度は無駄にするということになります。そうだったら黙って仕事をしていたほうが良いという話になりますので。それで、部課長会議についても見直して3カ月に一遍にしています。

ただ、庁議にしろ、部課長会議にしろ、随時必要があれば開催はしますが、そういった状況になってございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 私は何も何回もしろと言っているわけではございません。やっぱり、内容だと思うんですね、やはりその内容を濃いものにすると。そしてまた、その職員、管理職の方々がまず思っていることを素直に言えるような会議であってほしいなと思っっています。ですので、そこら辺はまず、今後しっかりとしてもらいたいなと思っいます。

町長も聖域なき見直しということで、250ある実施計画を洗い出すということです。皆さんが、お一人お一人の部課長さんが持っている仕事が、フルにというか、一つ一つチェックされるわけでございますので、それで見直しされるかもしれない。やはりそこには、今まで手がけてきた仕事をちょっと変更もあるだろうし、あるいはやめろと言われるかもしれない。やはりそこには今まで手がけてきた仕事に対しましては、ぜひ自信を持って、たとえ町長であろうと私はこう思うと、大槌町のことを考えているからこうしなければいけないんだということで、ぜひ副町長初め部長さん方には、町長だからといって遠慮することなく、そこら辺はやってもらいたいと思う。

大水副町長、今聖域なき見直しということで言っていると。その場合、副町長もずっとその流れを見てきて、できるもの、変えられるもの、変えられないものというものがあると思っいます。そこら辺、まずどういうふうに、町長の指示に従わなければいけないところもあると思っんですが、どういうふうな論法でまず臨んでいくのか。代表してお聞きいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（大水敏弘君） お答えいたします。

町長は事業の見直しを強く主張されて当選されているということですが、復興計画、復興事業、今このまま進めていいのか、これで本当にいい復興になるのかというふうな観点で考え直すべき時期なのかなというふうにも受けとめております。

そこで、町長ともこれは話し合いを続けているわけですが、実際に復興がいい形になるように、これは職員ともしっかり話をし、そして町長の思い、考えを伝えていく中で、実際に実のある復興にしていくということが大事かなというふうに思っっております。ですので、ただ、町長の思い、考えをお伝えする機会も、これは大事だというふうに思っますので、そういった機会をできるだけ設けるようにしたり、我々幹部の考えを伝えていって、逆に職員がどう考えているかということ吸い上げていくというやりとりをしっかりとっていくことによって、実際に役場が組織として機能していくという

ことになるかなというふうに思っておりますので、それをしっかりやっていけるようにしていきたいと。

そして、こういうふうにしていきたいんですよと、こういうふうにすれば実際にいい復興になると我々は考えたんですよということを、また議会の皆さん、町民の皆さんに説明していけるようにしていきたいというふうに思っておりますので、そういった観点で、今後も皆さんと議論を深めていければというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

町長、この事業の見直し、あるいはそういう中で、各課長、部長が町長に正直なところをぶつけてくるかもしれないと。ですので、町長も懐が深いところでぜひその対応してもらいたいと思うんです。ですので、その見直しをするには、やはり部課長会議、あるいは庁議なるものが充実したものにならないわけではいけないわけでございます。懐の深さというところを踏まえて、その臨む姿勢を町長にお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 庁議、部課長会議でも同じなんですが、私のさまざまな発言、考え方、そのときにだめ出しオーケーと言っています、私は。だめ出しオーケーと。庁内でのだめ出しオーケーですよという話をしています。とにかく、最後、決まったその方向にいきましょうと。

東梅議員がお話しされたとおり、今回の事業に本当に一生懸命やっている方々がおります。それが今回見直しということで、さまざまな思いをしている職員もいますが、その職員たちときちんと話をしていきたいと思います。もちろん自信を持ってその事業を進めたいという思いはしっかりと受けとめながらも、本当に今現実、町のためになるのか、町民のためになるのかという視点を崩さなければ、絶対これは間違いなくその方向性は示されるのだろうなと思います。

議員ご指摘のとおり、職員の考えをしっかりと受けとめながら、その方向性は一致団結した形で議会、町民の方々にお示ししていきたいと考えています。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 町長もお話しされておりますので、ぜひこの場にいる部課長さん方、そしてまたいない部課長さん方におきましても、ぜひこの実施、今後の大槌町の実施計画を見直す際には、今までやってきた仕事に自負心を持ちながら、ぜひ、幾らたと

え町長であろうと、まず言うべきところは言ってもらいたい。それがやはり大槌町の復興再生、町民のためになると思いますので、ぜひそこら辺は徹底してもらいたいと思います。よろしく申し上げますよ、副町長さん。

そこで、最後になりますけれども、指定管理につきましてお尋ねします。

限られた財源の中で、少ないコストで継続性と安定的な中で最大の住民サービスを目指すというのは、やはりこれは行政の最も大事なところだと私も思っていますし、また指定管理におきましても、それはやっぱり行政の考え、やり方を踏襲すべきで、少ないコストで継続性、安定的で最大限の住民サービスというところは、指定管理にも当てはまると思います。

答弁によりますと、地域に密着した運営が優先される集会施設、あるいはスポーツ施設等々は、町内におきましても指定管理制度の導入を検討したいということであります。具体的にはどのような施設を指しているのかということをお尋ねしたいと思いません。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 先ほどのご質問、集会施設やスポーツ施設でございます。今現在も、例えば町内にごございます集会施設等、例えばかみよ稲穂館とか、そういった集会施設が8カ所ございますが、そういった部分の集会施設を指定管理しております。

また、今後建設される予定の集会施設等も、そういった地域に密着している観点から、地域の方々へ指定管理を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今まで、集会施設は地域に委ねていますよね、各地域の自治会等に。それを自治会、指定管理という捉え方でよろしいわけですね。今までやってきたことを指定管理と捉えてよろしいわけですね。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 今現在も指定管理、先ほど言ったような施設を指定管理として委託しております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。先月29日に議員全員協の中で、町営住宅の指定管理について協議されました。結果は結果として受けとめます。

今後、町営住宅、戸数が町全体の世帯数の5分の1を超えるんだと。ですので、まず

1,085世帯がマックスの数字になるというご説明を受けています。その中で、町営住宅の運営によっては、町財政も圧迫するおそれもあるんだという復興局長のお話もいただきました。そうなのであれば、ぜひそこら辺は特化した会計の中で管理していく方法も一つなんじゃないかなと、私自身は思っています。例えば、国保とか後期高齢者が特別会計でやっておられるように、昔、ついこの間まで学校給食が特別会計でされているように、この町営住宅部分をぜひ町内の5分の1が町営住宅になるわけでございますから、そういう特別会計の中でしっかりとお金の出入りも管理していく必要もあるのではないかなと私は思っているわけでございますが、その特別会計への移行ということにつきましてのお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） これまでの公営住宅、本来であれば使用料をいただいておりますので、下水道特別会計であるとか、漁業集落特別会計であるとか、あとさらに進めば水道のように企業会計をやるとか、そうした会計にいくのが一番なんです、これまでのいわゆる公営住宅施策というものは、低所得者に対する、住宅困窮者に対する公共サービスであるという観点からは、全くもって財政的に成り立たないと。したがって、特別会計を組んだ場合、どんどん一般会計からの繰入金ばかりがふえて、その経営状態がもともと成り立たないものを特別会計にするということは、基本的には難しいだろうということで、これまでは特別会計は組んでおりません。

特に、この公営住宅施策という部分は、どちらかという福祉施策の部分が強く、当初大槌町でも、当初は福祉課のほうで公営住宅の運営をしていました。それで、ある期間から建設、建てかえの時期になったときに、建設課のほうに移ってきまして、そうした中で言いますと、もっともっと……

○議長（小松則明君） 文章をまとめてください。

○復興局長（那須 智君） 公営住宅そのものは、今言ったように福祉施策の部分が非常に強く、それで収益を賄うというような施策ではなかったということでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 時間もありません。あとは今後にします。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11 時 01 分

○

再 開

午前 11 時 10 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

阿部俊作君の質問を許します。発言席へどうぞ。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私、無党派日本共産党の阿部俊作と申します。議長のお許しが出ましたので、早速ですが一般質問に入らせていただきます。

私は、4つのことをお尋ねいたします。一つは、県立大槌病院、それから2つ目に御社地、小中一貫校を3つ目、そして最後に防災についてお尋ねいたします。

1つ目、県立大槌病院についてであります。町政に限ったことではありませんが、行政が住民の命を守るということは最重要課題と考えます。さきの議会で、命を守る最前線にある病院の位置づけを、復興基本計画や大槌防災計画にしっかりと明記するように提案してきました。また、県立大槌病院の再建に当たり、現場で働く医師や看護師の意見や要望なども取り入れるべきではないかとも提案してまいりました。町内の入院できる総合病院として、地域医療のかなめであることには誰も異論はないと思います。

再建にはなりましたが、今後の運用や課題について、病院スタッフと町行政と町民の密接な関係を築く必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、救急に対する当局の考えを伺います。公立病院に期待するところは、入院と救急の受け入れです。それには道路などの交通システムも重要です。新しくできる病院への道路整備や交通機関について、どのように考えているかお尋ねいたします。私は、県立大槌病院と県立釜石病院との連携も重要と考えております。三陸自動車道路へ病院から最短距離で救急車の乗り入れができる専用道路を要望してはと思います。現在の寺野地区トンネル工事の作業道を整備して活用を図れないものか伺います。

次に、御社地についてお尋ねいたします。

大槌町には、ほかに類例を見ないような価値ある遺跡が数多くあります。その一つが御社地であると思います。御社地に関しましては、前回いろいろ説明いたしましたのでやめますが、今後の活用についてお尋ねいたします。

また、この地域、御社地、かさ上げ工事に伴い、大きなくぼ地になります。昨今の大雨などを考えると、危険ではないかと思われませんが、所見を伺います。

3つ目に、小中一貫校についてお尋ねいたします。

私が視察に行った小中一貫校でも、大槌町の小中一貫校についての講演の中にも、掃除のやり方として縦割りということが話されましたが、小中一貫校のカリキュラムの中に組み込まれているものなのでしょうか。

また、縦割りについて、教育委員会としてどのような考えをお持ちなのか、どういう思いがあるのかお尋ねいたします。

ふるさと科の具体的な内容は検討されているのかお尋ねします。

それから、道徳科についてお尋ねします。正式な科目として点数評価されると聞いた気がしますが、いじめや不登校、学級崩壊などはどのような点数評価になるものなのでしょうか。

また、最近教職員の不祥事の増加も問題になっていますが、教育委員会はどのように感じているのかお尋ねいたします。

4つ目に、防災についてお尋ねいたします。

避難道路の計画について、場所などを含めた構想について教えていただきたいと思えます。桜木町方面の道路について、左岸の堤防の上も車が通れるようにして、小槌方面に向けた道路は2車線にする防災道路構想は考えられないものなのでしょうか。お尋ねいたします。

以上4つ、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員のご質問にお答えいたします。

まず、1の県立大槌病院に係る病院との関係構築についてお答えいたします。

来年度、開院を予定している県立大槌病院は、議員ご指摘のとおり町の総合病院として継続的に機能していくためには、町としても病院体制の機能を維持していただくため、積極的に支援を行っていくことが何よりも重要だと考えております。そのためには、病院側と町が情報交換する機会を設け、医師確保の問題や周辺整備の問題などを含め、病院との意思疎通を図りながら、その対策について意見交換を行い、実施できるものから順次対応していきたいと考えております。

次に、県立大槌病院に乗り入れる道路整備や交通機関についてお答えいたします。

現在の大槌病院仮設診療所には、公共交通機関としましては町民バスのみが直接乗り入れております。町民バスは、現在、点在する仮設住宅からの足として、震災前に比べ大幅に増便しており、本設再開後の県立大槌病院につきましても、当面は国からの補助

を受けながらこの体制を維持しつつ、大槌川沿いからのバスも大槌病院に停留するようダイヤ改正を実施してまいります。

また、三陸自動車道路への乗り入れができる専用道路についてですが、寺野側の工事用作業道路は、自動車道の盛り土工事によりなくなるため、乗り入れる構造をつくることが困難と考えられます。しかし、緊急車両の乗り入れについては、今後も国道事務所と協議を続けてまいりたいと考えております。

2の御社地についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、大槌町には歴史的な貴重な財産が数多くあり、特に町方の中心市街地としてこれまでにぎわいの中心であった御社地周辺は、文化や町民活動、町民交流の拠点でありました。

また、菊池祖晴が勧請した天満神や入定地など歴史的な遺産も数多くあり、かさ上げによって埋もれてしまうことは町指定文化財である貴重な財産を失うことにもなり、かつ御社地にあった池も町民の憩いの場であったことから、震災前の記憶や町の歴史を大切にしたい町民の憩いの場所として整備すべきであると考えております。

このため、湧水を生かした池を復元し、菊池祖晴の入定地をそのまま保全するため、御社地周辺はかさ上げせず、掘り下げたままにする計画として、町民とのワークショップでも提案し、住民の方々からもぜひその計画にしてほしいとの合意を得ております。

よって、雨天の場合には水がたまりますが、常時ポンプアップすることにより、湧水の排水及び降雨時の排水に対応しようと計画しております。

御社地周辺には、道路等を整備し、その側溝により周辺からの雨水が流入することはなく、公園内の雨水のみの処理だけですので、ポンプアップによる排水で十分に処理でき、安全確保に配慮して計画をしております。

3の小中一貫教育については、教育長より答弁をさせます。

4の防災についてお答えいたします。

現在、津波避難計画の策定に向け、作業を進めているところですが、最大クラスの津波災害の場合にも円滑な避難が行えるよう、安全性や機能性が確保されている道路を避難路と指定するとともに、時間と余力のある限り、より安全な場所を目指す避難行動を推進していく考えであります。

昨年から、地域復興協議会等で住民ヒアリングを実施し、住民の皆様からの要望を含め、避難目標地点や避難場所等についてご意見をいただいたところです。今後において

は、整備の可能性について精査をし、計画の策定に向け作業を進めていく予定であります。

また、桜木町、小鎚川左岸の堤防道路については、堤防と住宅地の高低差が生じるなど、生活の利便性において影響があることが懸念されるため、現在のところ整備は考えておりません。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） それでは、私のほうから小中一貫教育についてお答え申し上げます。

小中一貫教育校における縦割りについてでございますが、現在、少子化等によって、地域内で異年齢の交流が行われにくい状況となっております。異年齢交流というのは、人と交わる、かかわることによって、幼少期から社会性を身につけさせる、そういったことに大変必要な活動であります。年長者は、自分の役割を自覚して一生懸命行動したときに、年少者のお手本になったとか、役に立ったと感じとれるときに、リーダー性であるとか、あるいは規範意識が育ってきますし、年少者は年長者がしてくれたことに感謝し、自分もあんなお兄さんになりたい、お姉さんになりたい、そういった憧れの気持ちを持つことが成長につながることから、さまざまな場面で現在もカリキュラムの中に組み込まれております。

このことから、教育委員会としましても、大槌・吉里吉里両学園の小学部における縦割りの清掃活動はもとより、児童生徒のかかわる喜びであるとか、仲間意識の醸成であるとか、社会性を育てるとかいうことで、学園の中でのさまざまな活動に取り込まれております。例えば、中学校の部活動も9年生から7年生までが一緒になった異年齢の活動でございますし、地区活動にしても、あるいは小中で取り組んでいるあいさつ運動では、後でお話ししますが、ふるさと科における郷土芸能の伝承活動への取り組みであるとか、さまざまな面で異年齢である縦割りの活動が組み込まれております。

次に、ふるさと科の具体的な内容についてお話し申し上げます。

ふるさと科につきましては、これまでもご説明をしておりましたけれども、3つの柱を据えてそれに取り組んでございます。1つは、地域への愛着を育む学びということで、地域の歴史や特産を学んで地域社会への関心を高め、主体的にかかわっていく、そういう態度を育成するというのが中身でございますし、そこには郷土の文化、あるいは郷土芸能を学びながら郷土への愛着心を高める。そして、ここはよそと違うところなんで

すけれども、町の復興発展を捉えてふるさとの将来像を見つめ、自分の役割、自分は何ができるかということも考えさせていきたい。そういうことが、1点目の地域への愛着を育む学びの中身です。

次に、生き方・進路指導を充実させる力を育む学びとして、郷土の産業や経済を学び、憧れを持ち、生き方や進路指導を考えさせると。復興を目指す地域社会の中で、自分の役割を理解して、主体的に将来を切り開いていく、そういう力、能力をつけさせると。それから、これは大変地域にもお世話になっていますけれども、地域や多様な企業団体と連携した職場体験、キャリア教育によって、生き方を実現しようとする態度を育成する。

3番目の大きな柱の3つ目としましては、防災教育を中心とした学び、郷土の自然、地形や災害、それから防災体制の意義について理解を深め、災害時や防災に対しての主体的な判断と実践力を育成していく、そういう3つの柱です。

ふるさと科は、決して教室で座って先生から教えられて、知識として頭に残すだけではなくて、座学ではなくて行動を通して地域の中に入って行って、地域の人と一緒にあってその生き方を学ぶという、それが大きな中身でございます。

そういったことで、どういう中身で進んでいるかということで、今ふるさと科につきましては、子供たちの学びの道しるべであるリーフレットを作成中です。これは、町内のさまざまな各界、各層から出していただいて、これは子供たちにぜひ押さえてほしいというのをやっております、今こういう形でつくっております、さまざまな分野に、これは教科書ではなくて、これをもとに学んでいく、自分で調べていくという中身でございます。

次、3点目の道徳についてですけれども、道徳科の点数での評価につきましては、さまざまな論議がされているところですが、いわゆる国の中教審の答申を受けて指導要領の一部改正がなされ、その中で評価については児童生徒の成長の様子を把握することが基本であり、数値、1、2、3であるとか、A、B、Cであるとか、そういう数値評価を行わないことは従前と同じだというふうな、そういうふうな改定がなされてございます。

また、今年3月27日には、各都道府県の県教委に対して、事務次官通達で、やはり数値目標は行わないということが通達されております。

このことから、町内におきましても、道徳の評価は記述式を用いて、児童生徒の適切

な道徳性を育むということを考えてございます。

同様に、いじめや不登校であるとか、学級崩壊、そういったことについても数値の目標や評価は行わずに、事例に適切に対応した評価、むしろ未然の防止、いじめとかそういったことに対する未然の防止が可能になるような、そういう対応の取り組みを行ってまいりたい、そういうふうにしてございます。

最後に、教職員の不祥事につきましては、ご存じのとおり今年度になり県内では6件の発生を見てございます。大変遺憾なことであり、大槌町教育委員会としても、再発防止を考えながら、対岸の火事として捉えることなく、先生方についてもコンプライアンスの遵守について研修会等を実施しながら、発生を防止してまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでは、まず通告書に従いまして、病院のほうからお尋ねいたします。

地方交付税の算定基準が許可病床から稼働病床数に変更になったと。これは平成27年3月に新公立病院改革ガイドラインというのが公表されております。その中にいろいろありますけれども、数値目標を掲げて経営の効率化を図るなどという項目などもありますけれども、地方自治の病院として、やはり皆さんの命を守るという面では、ただ数値だけでなくもっと地域にもたらす経済効果があるのではないかと私は考えますけれども、基本的な姿勢として、やっぱり地方に、この町に大事な病院という考えでその金額、かかる経費以外にも経済効果があるんじゃないかなと思いますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 病院経営の中では、病院の先生方、あと働いている看護師さん、さまざまいらっしゃいます。その方々が地域からいろんなものを買っていただく、またクリーニングとか、あとは車を使っていればガソリンとか、そういう経済効果はあるんだとは思いますが、それを積算したことはございませんけれども、大きな経済効果にはなると認識をしております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） さきにもやっぱり、命を守る最前線として、またそこに勤める病院の先生方の勤務する地域にするためにはという、そういう論文なんかもあるわけです

ね。そして、その対応をするために要望を聞く。そういうこととして、前回から病院との連携を深めるためにきちんとした対応ができる職員配置をと言っていました。

ですが、前は必要に応じてということなんですけれども、やはり常日ごろその命を見る、そういう環境で職員配置を大変だと思いますがお願いしたわけで、そういう方向性なんですけれども、もう一度そういう対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 県立病院とのかかわりにつきましては、当方の保健福祉課のほうで対応しておりまして、保健師なり、あとは長寿課のほうでは地域包括センターの職員等が病院側と業務の部分で適切に連携して対応していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしくお願ひいたします。

それから、今まで県立病院は県の仕事というそういう見方でおられたような気がしますけれども、やっぱり地域の中心的医療として、町としてもそういう支援というか病院に対する考えもあってもいいんじゃないかなと思います。それで、病院側の要望として、まちづくりに含めて、24時間体制で勤務するわけですので、近くにコンビニとかそういうものもほしいと、こういう要望も出されております。それで、今後の都市計画、やはりまちづくりにそういうことも含めて検討していただきたいと思います。これはそのまま検討していただくことにして。

それで、県で今、地域医療構想というのが進められております。大槌町は地域医療構想についてはどのような参画になっているかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員ご指摘のご質問でございますが、先般、2次医療圏ごとでこの地域医療構想については意見等の集約が求められておりまして、釜石地区のほうで、合同庁舎のほうで第1回目の会議が開催されております。

その中で、2025年、75歳以上の高齢者がふえる中で、その釜石地区の病院機能のあり方、急性期、維持期、回復期という病院機能の再検討、人口の減少の到来に見合った体制を整えましょうというところの計画の見直しが進められておりまして、本年度末を目標にビジョンがまとめられることとなっておりますのでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 平成27年4月から、医療審議会が地域医療構想の策定を諮問した

とあります。それで、その中で大槌町が、今平成27年ですけれども、病院サイドではもうそれ以前に岩手県の地域医療構想、沿岸地区の拠点病院は釜石、宮古と、そういう構想で進んできて、さらにまたこういう地域医療構想策定スケジュールというのも出されておる状況なんです。ですから、こういうのをつくる場合のやっぱり病院とのしっかりとした連携が必要でなければこの町に病院がなくなってしまうんじゃないかと。そういう危惧を考えますので、しっかり対応してほしいと思います。

それで、救急はどうしても個人病院よりも総合病院としての県立大槌病院が大事なことであります。特に、大槌を端から端まで30キロメートル以上あるところもありますので、この救急車の移動というのは非常に大事です。それで、三陸道が今度できまして、沿岸市町、市では大船渡市、陸前高田市も三陸道の乗り入れを自費でもってつくっているわけなんですけれども、町として今そのことについて考えを交渉してみるということなんですけれども、どうなんでしょう。もう一度。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 阿部議員の今回の質問を受けまして、いろいろ調べさせていただきました。そして、大船渡市の場合でも、大船渡ではその研究会を立ち上げて要望活動を実施して、大船渡病院の体制をつくっていると。それから、釜石市の場合は釜石医師会、歯科医師会、薬剤師会の連名と、釜石市長も連名でございますけれども、それで要望活動をして、県立釜石病院の退出路を、もともとちょっと計画はあったようなんですけれども、退出路については計画をして、釜石道路からの今回退出路まで行くということで、大槌町としてもこういった緊急道路については要望活動をしたいと思っています。

ただ一つ、今回の釜石、大船渡、宮古の病院の場合、その退出路でございます、いわゆる乗り入れじゃなくて、病院に退出するための道路でございます。それで、今回の阿部議員の提案は乗り入れ路ということで、三陸沿岸道路はこのようなりアス式の海岸の特徴でトンネルと橋梁が連続してございます。その中で乗り入れる場所というのはかなり限られてくると思いますので、それについては今後南三陸国道とお話をして、できるだけそういう緊急道路については、あともちろんこの道路については町の負担になりますので、費用対効果も含めて検討して要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、三陸道と釜石県立病院のつながりについてちょっとお尋ね

します。三陸道は県立病院の前に釜石の県立病院のあたりにインターができる、おりるというそういう方向をちょっと聞きましたけれども、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 釜石ジャンクションを出て釜石中央インターチェンジは、今多分合同庁舎のあたりに出るようです。それで、病院については、逆に、今言ったように退出路ということで、病院に患者を運ぶための退出路というような形になるというふうに認識してございます。

○議長（小松則明君） 阿部議員、今の道路に関してですけれども、それは釜石のほうのインターについてということで、大槌の部分のインターならともかく、……（「議長、関連あります」の声あり）関連があるということですが、その図面までの把握は大槌町ではしていないということを知りながら質問してください。阿部俊作君。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。大変失礼しました。

これは、釜石の医療圏、沿岸の医療圏を釜石拠点病院にする、そういう中で大槌病院の先生方はそれを既にわかっている。そのために、三陸道の利用を町としても、ここに病院が欲しいというそういう要望があったんです。そういう中でのことなんです。それで、釜石の場合には、やっぱり拠点病院ですから、乗り入れよりもおりる、そういう特質。大槌の場合は、もう救急体制でやっても即釜石に行けない状況もあるわけです。そういうのを見ながら、今まで仮設でも心肺停止の病院を見て、それからまたさらに釜石に搬送する。そういう機能も持ってきたわけです。サブ病院というのはそういうところもあるんです。まず、高度救急体制というか、そういうのをきちんと対応しながら病院入院、高度医療にまた回すと。それから、そっちで、釜石からある程度の症状が治ったらばりハビリ的に大槌でと、そういう機能分担のようなものがこの地域医療構想、そういう中にも入っているわけです。その中で、やっぱり町としてもしっかりとそこに入って町民の命をどう守るか、そういうことを観点に救急車の移動も、これも大事なことですよということを訴えて、ほかではそういう運動をしてそれなりの効果を上げているわけです。それで私もそういうことをずっと言ってきましたし、町としても力強く、町民の命を守るということで頑張っていたきたいと思います。

そういうふうに病院との連携を深めるという意味で、そうしたことを答弁いただきま

したので、大変うれしく思います。また、議員としても全体を知った上で、町民の皆さんの意見を聞く、それから病院の機能というものを意識しながら、皆さんの命を守るためにいろんなやることを考えていければと思います。

それでは、次に御社地についてお伺いいたします。

御社地は大変重要な遺跡ということで、皆さんもわかっていただいて、残すというか、そこを中心市街地ということなんですけれども、御社地の周りに大型土のうを積んでありますけれども、これはそのまま、今回は全部かさ上げしてありますけれども、大型土のうはそのままなのでしょうか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 今、余盛りということで、予定よりは大体平均2.2メートル、2メートルぐらいを盛り土ということで予定をしておりますけれども、それ以上に余分に1.6メートルぐらい余盛りをしておりますので、その関係で今、土のうを積んだ形で今整備はして施工はしてあります。最終的には、あれは上をすきとりをして、最終的にのり面、あるいは下へおりの進入路だとか、そういった形の公園整備をしますので、土のうは全部撤去した形で最終的にはきちっと公園として整備をする予定にしております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 下の土のうも取るわけですね。結構土のうは大きいので、それで上の土にも影響あるわけなんですけれども、その土のうをそのままにして土盛りをするんじゃなく、その土のうを取ってやるんですか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 土のうも全部、今あれは単に工事中のためだけなので、全部取って、最終的にはきちんとした形の公園整備をします。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。それで、お話には池とか、それから入定の石窟、そういう保存は言われておりますけれども、それ以外、あそこはもともとは社とか、それから灯籠、さまざまなものがあつたわけなんですけれども、またあそこの下には一字一石もたしかあるというふうに聞いておりますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） その辺については、今後教育委員会さん、あるいは今まで管理をしていた方と今後協議をして、どういう形でそういった天満宮だとか、それから石碑だとか、そういったものを復元するか、あるいはその整備をするかということは、ちょっとこれから協議をしていきたいというふうに思っております。基本的には、公園として池、我々としては池として、それから入定地はきちんとして残す形の公園整備をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 御社地について、私はなぜ重要かというのは、前に少しお話ししましたけれども、ここの御社地に立ってみると、日本の歴史も入っているんですよ。天満宮というその意味合い。どういうことが行われたか。それから、南部藩の姿勢、そういうものについてのものも見えてくるし、それから吉里吉里善兵衛という豪商、これもここに関係した部分が出てくるんですよ。ですから、町の歴史を凝縮した、また国にも、それから南部藩にもそういうものを読み取れる場所でもあると、そういうことを訴えてまいりました。

それで、まず今までの景観であれば当然たえられる、今度かさ上げになるわけですが、実際ここの中に天神様という神様なんですよね。それで、前にも言いましたが、池は心という字をあらわしたんじゃないかということをお話ししました。そういうものを訴えていくときに、このくぼ地では心がないように思いますけれども、どうでしょう。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 基本的に埋めてしまって、新たに上にそういったまた池を復元、あるいはそういった菊池祖晴の入定地を復元するという考え方もあったんですが、やはり今の時分といたしますか、もとのままを残すということが、やっぱりそれが歴史をそのまま、この町の歴史を残すということのほうが大事だということで、町民ともいろいろ話をし、あるいは教育委員会さんとも話をさせていただいて、今の形のままで、掘り下げた形で整備をするということが、今までの町の歴史、あるいは今までの皆さん方の記憶を残していくという意味では一番いいんだという選択をさせていただきました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私はやはり、自然にある遺跡、日本庭園というのは自然を大事にする。その中に御社地の池もあり、公園としても機能を果たしたと。それから、町の中心として、やっぱりこれは地下埋蔵遺跡として、そしてこの下にはこういうものがある

るよという形でもできると思います。少しもうちょっとその辺、検討してもらえないでしょうか。町長、どうでしょう。

そこに集まる人たちも、実際はくぼ地よりも平らなほうがいいと、そういう声をそこに住む人から直接聞いております。ただ、町のやることに対しては余りいろいろ言いたくはないという、そういう人たちの声でもありました。ですから、ちょっとその辺、公園として見て、この町をアピールする遺跡として、アスワン・ハイ・ダムのエジプトの話もしました。パラオの銅像なんかも、湖になるのでそれを上げたと、そういう方法もあるし、この町ではやっぱり見た目に来る人にすぐそういうことを伝えられる、そういう場所ですので、その辺再検討していただけないものでしょうか。町長。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（大水敏弘君） 御社地の整備につきましては、これは前々から住民の方々と話し合いをずっとしてきまして、町方地区をどうしていこうかという中で、これは町が勝手に計画しているということではなくて、住民の方の意見を取り入れて考えてきたものでございます。

その中で、湧き水がもともとあったと。この地域はそれを大事にしてきたんだよというようなことを今後のまちづくりにも生かしたいというふうな地域の皆さんの声もあったというようなことで、かつ御社地というのは大事にされてきたこの地域なんですよというふうな話があって、それではそれを踏まえて、じゃあ御社地をできるだけ残そうと。そのままできれば、水が湧くというような姿を今後も残していけるといいねというふうなことで、住民の方々の意見のやりとりの中でこのような計画にしていこうというふうになったものです。

ただ、一方で大雨だと大丈夫だろうかとか、平らのほうが行き来はしやすいねというふうな課題ももちろんありますが、これは住民の方々、ワークショップでの意見というのを踏まえて、ある程度納得して、お互い話し合った上で計画したものでございますので、課題はもちろんあるとは思いますが、今まで歴史的にあそこの地域が発達してきたというふうな経緯を踏まえると、御社地をしっかりと復元して従前の町を取り戻していくんだというふうなメッセージが伝わるような整備をしていきたいということで計画したものでございますので、また今後も、だったらこうしたほうがいいんじゃないかとかいろいろな意見はいただきたいと思いますが、そのような歴史的な経緯とか、住民との意見を踏まえて現在計画しているということについてはご理解いただき

たいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 流れとか、私もずっとずっと言ってきましたけれども、その計画はこういうふうに決まりましたというような形で住民にそういう提示をしてきたと、そういう状況の中では、やっぱり住民の声が十分に反映されたものではないんじゃないかなど。

それで、やっぱり行き来と、それから夜間と、いろんな災害も想定しますし、そのほかにポンプアップなんですけれども、それ以上に維持管理、当然くぼ地になったり、風に舞うので、そこに木の葉からごみから、その清掃が大変にもなります。大槌は特に風が北南というか、大槌川、小槌川からすごい風が吹いて、そこで渦を巻くような状況になると、そういう面もありますので、できればやっぱり遠くから見ても、あそこはそういう歴史の森だという、そういうイメージでこの町の中心シンボルとしてアピールしていければなというそういう思いでございます。

それで、その辺またちょくちょく考えられないか、町長はいろいろ見直すと言いましたので、できればこういうところも見直していただきたいなと思います。

それでは、次の小中一貫校についてお尋ねいたします。

小中一貫校については、前から何度も言ってきましたけれども、これは教育基本法が平成10年度に変えられて、いろいろな経過があったりしております。

それで、私が一番危惧しているのは、今国で進めている安全保障法案というのが憲法解釈で進められたと。それで、着々とそういう教育の中に命令一下の軍事教育じゃないかという部分を危惧する部分があるんですよ、縦割りというのが。本当はその縦割りというのは、一つの何かをするために、やっぱりみんなが役割分担をして、誰かが指示し、誰かが動く、これが私たちは消防団をやっていましたけれども、そういう現場での作業効率を高めるためにはそういう縦割りとかそういうのは大事だと思います。しかし、その縦割りをする前には、やっぱり十分なその作業内容を把握し、みんながそれをわかって行動すると、それが大事だと思います。そして、日本の教育では、どちらかといえば先生の言うことを聞く、親の言うことを聞く、それが基本ですけれども、世界的にはそうじゃないです。自分で進んで学ぶと。それで、確かに個々に進んで学ぶとか、そういう小中一貫校の声も、答弁もありますけれども、実際はそういう縦割りで一番言われたのは、視察に行ったときに、下級生、1年生が上級生に対して文句を言ってはだ

めだという、こういう話。仕事が始まっている部分にはいいんですけども、やっぱり個人の尊厳をきちんと大事にするということが大事で、その上での縦割りというそういうことを考えてほしい。基本的にそこがあるのかどうかというのをお尋ねします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 先ほど申しましたように、本来であれば自然発生的ないわゆる異年齢集団があり、昔でいえば餓鬼大将がいて、下がいて、あるいはいろんな遊びの中でも小さい子が1年生とか足の遅い子は近くにいてもタッチしない、鬼にしないというような、そういう自然発生的な集団のまとまりがあって続けてきています。それで、その1年生の子も、やがて6年生になり、9年生になり、大人になるという、そういう役割は自然発生的に引き継がれていくものであって、決して今議員お話しにあったような心配、こういう役割でこうでと上下の序列ができてそこに押し込めるということではなく、さまざまな活動を通して子供たちが自然発生的にそれぞれのよさを認め合い、自分のよさを出していける、そういうお互いに認め合えるような集団としての異年齢集団。縦割りというと、何というか割り入っていて全部ばあっとやってしまうようなイメージがありますけれども、決してそうではなくて、それぞれの小さい子は小さいなりの、大きい子は大きい子なりのそういう育ちの自覚を持ちながらやっていく、活動していくという中身でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 世の中がいろいろそういうふうになりますので、教育長のやっぱりそういうきちんとした人間の尊厳というその重みを持つてのこういうものというのを、私はそういうふうに解釈したいと思いますので。学校教育の中でやっぱり個人が大事。そういう個人、個人も大事。それで、最初に言われた小中一貫校の教育、文科省でしたか、そういう諮問機関の中で言ったのが、15%のリーダーをつくれればいいというような答弁をした記録もありますので、私はやっぱりみんなが、ノーベル賞をいろいろ出されていますけれども、やはりそれぞれ自分から学習しようとする、そういう姿勢がそういう方向になってくると思います。ですから、個人の尊厳をきちんと認めた上でのその行動。そういうことがきちんと伝われば、当然いじめもなくなってくるし、そういうことだと思います。

いじめにはいろいろ大変な家庭の貧困とか、さまざまあると思います。また、教職員の不祥事を言いましたけれども、これもずっと前から先生は大変な仕事量というか、そ

ういう労働環境の中で大変ではないかなと、私はそう思っていました。そして、道徳という教科が出ましたけれども、この道徳そのものは社会が道徳をきちんと子供に教えるように、大人も家庭も。それが一番大事なことじゃないのかなと。それを見て子供たちが育つと。よく昔から言われたのは、親の背中を見て子供は育つと言われるように、大人社会の道徳というのもやっぱり考えていかなければならない大変な世の中かなと思います。

それで、ふるさと科について、東京都の教育委員会では防災教育について、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに避難所の運営など地域に貢献できる人材を育成する防災教育推進に取り組んでいるということでございます。そして、その防災教育の中に大槌町も入っているわけなんですけれども、大槌町では防災教育等はどのように進める予定ですか。先ほどちょっと聞きましたけれども。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 防災教育につきましては、いわゆる学校全体の教科だけではなくて、特別活動を含んだ全体の教育活動の中で実践していくと。それで今、議員お話しあったように、これまでの防災教育は避難訓練がイコール防災訓練みたいに、逃げて、校長先生か教頭先生からのお話を聞いて教室に戻るみたいな形でしたけれども、そうではなくて、やっぱり今やっているのは地域を巻き込んだ防災の取り組みであるとか、あるいは地震発生、津波発生メカニズムであるとか、そして最後はやはり避難所、今回の3.11でも中学生、高校生が大変な働きをしてくれました。それはやっぱり、小学校からそういう備えをしておかないと、いざとなったときはできないだろうと。そういうことで、先ほどお話しあったリーフレットの中では、特出しで、津波に備えるというような、こういう单元をつくって、災害の歴史であるとか、それからどう対処するのか、自分はどこに逃げたらいいのかということをも自分たちの手や足を使って調べると、そういう取り組みを地域ぐるみで行いたいということで、現在吉里吉里学園では1週間の防災の週間をつくっています。そして、最後の仕上げは地域と一緒にした避難訓練を行うということで、さまざまな救急法から、そういったものを今取り上げてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 一つ提案として、東京都を含め各地域で南海トラフなどで防災教育が非常に熱心に言われております。そうした児童生徒などもこの町に呼んで、一緒に学び合い、被災地の状況を見ながら研究するというのも一つの方法じゃないかなと。こ

の町の子供たちに対しても、世の中と交流を深めるというふうなことも考えますけれども、どうでしょう。そういうことは考えられませんか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今までも今回もそうですけれども、さまざまところからの支援をいただいたり、後方支援であったり、さまざまによそのつながりの中で、やはり私たちは防災も考えていかなければならないし、日常の生活も考えていかなければならないと。そういうことであっては、さまざまな地域とのつながり、それから学ぶべきものは学んでいく、そういう機会をつくっていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 時間も余りありませんので、まず子供たちは小学校1年生に入って、毎年新しい子供たちが入ってくるわけですので、毎年やっぱりそういう教育なりそういうものが必要になってくるんじゃないかと。そういうものを長期的に見て、防災教育、自助・共助・公助という、自分から助ける、人を助ける、それから公を助けると、そういう意味合いもありますし、それを今後も継続なりできるようなことも考えてほしいです。ますます先生はまた忙しくなって、忙しくするなど言いつついろいろやることがいっぱいで大変だと思います。

それで、教職員の増員について、被災地特別増員がありましたけれども、何か打ち切るような話もありましたけれども、それはどうなのでしょう。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今のいわゆる特効加配ということで定数外の先生を結構各学校に、7人とか5人とか入れていただいています。それで、私たちもそこは、もうしばらくはやっぱり欲しいと。それで、県教委とも連携しながら、文科省には、あるいは財務省については、そういった要望はしております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ぜひ継続するようにお願いしたいと思います。

それから、防災についてお尋ねいたします。

私、桜木町の堤防の道路について言いましたのは、桜木町に、町におりる道路じゃなく、小鎚方面に向かう防災道路として堤防を道路としてできないものかなと。そうした場合、交通量が、桜木町の住宅地の平らな部分は交通量が減ってくるわけです。そういうことも考えながら、いざ逃げるときにやっぱり、津波とかそういうときは山のほうに、

そういうことも考えて、将来的にここを防災道路として、その考え、それに続くまちづくりという構想があってもいいんじゃないかなと思って提案したわけなんですけれども、どうでしょう。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） たしかに前に、桜木町のポンプ場ができる前ですか、あの桜木町が浸水したあたりには、あの上の堤防の道路も通ったり、そういったときもありました。ただ、今現在は桜木町のあのポンプ場ができていますから、そこら辺は浸水しないで通行できるという状況にあります。

それで、左岸の堤防という話なんですけど、どうしても川のそばを通るという部分のリスクの高さですよ。それから、あと奥までずっと2車線で行けるわけではなくて、どこかでは合流すると。高清水のあたりで合流することになるかと思うんですが、その時点でそこに集中した場合に、渋滞したり事故があったりすると、かえってスムーズに逃げられる部分が阻害されるのかなという部分もあって、今回は町長の答弁にもあったとおり考えておりませんという回答になってございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。ただ、将来的にはまちづくりとして災害を考えるときに、自動車なしには、やっぱり歩いて逃げるだけでは通用しない状況にきていると思いますので、都市計画などでやっぱり道路事情をしっかりと考慮していただきたいと思っています。

それで、きのうの東梅 守議員に対してお答えいただきました三陸道に乗り入れるという防災避難道路なんですけれども、三陸道に階段で上がっていくと、つまり人が上がっていくわけで、車ではちょっと階段はできないので。それで、私は前にも言いましたけれども、三陸自動車道は自動車専用道路で、人が入ってはだめ、自転車はだめ、バイクはだめ、こういう道路なんですけれども、この辺の位置づけはどのようになっているんでしょうか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

高規格道路、いわゆる三陸縦貫道への有事の際の避難者の避難行動という部分なんですけど、宮城県のほうの三陸道の場合は、3.11当時そのまま緊急時ということで、車道のほうに避難できるような設備を整えているというお話、実績がございます。

今回、大槌町にあっては、避難者数、想定される部分も加味しながら、今議員がおっしゃるとおり、通常であれば車道であると。その中に歩行者、避難者が入った場合に2次の事故等が発生される懸念もありますので、その部分は先ほど言ったとおり、道路に付随するのり面等の一部高台の面積、あるいはそのエリア内の避難される人数等を加味しながら、より安全を確保しつつも、避難設備の部分を検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。その三枚堂付近の避難路、桜木町の避難路に三陸道へ上がるというのは、トンネルの出口付近になるのかなど。非常に危険な状況が考えられます。そこで、その辺の計画、あるいは国土交通省との話をしっかりと、避難路としてちゃんとしたルートを決定していただきたいと思います。

それで、江岸寺付近の避難路についてなんですけれども、今までは墓地を、多分今回の津波では墓地の間を逃げたと思うんですけれども、その辺は今後どのように考えていますか。あそこ近辺の避難路というのは。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 江岸寺の付近の避難路の関係です。この前の災害の関係でもお話ししましたが、崩れたところもあるという話をしましたが、前に構想として話をしたときに、その辺も避難路として整備するという話もあって、そういったこともあったんですが、今回崩れたところも確認したんですが、どう見てもさすがに避難路をつくられるような傾斜ではないと。全くの絶壁みたいなところですね。これはやっぱり無理だろうという話があります。

それで、江岸寺のほうにもそこら辺はお話しして、その避難路についてはすぐそばにもお墓の通路もあるわけですから、そこら辺にまたさらに避難路ということではなくて、県が今、災害公営をつくっていますが、その裏のあたりから上がりますが、江岸寺、蓮乗寺ルート、そちらのほうに合流できるという部分もありますので、そちらのほうにしたいということでお寺のほうにはお話しして、その上で用地のほうはどうですかという話をした上で、いいですよという話は伺っているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。あそこはお寺さんのお墓参りというか、その道路も利用するのかなという思いもありましたので、それについてちょっとお尋ねしました。

あそこに県営の大きな建物が建つので、また町中心地になれば、人もふえてくれば、あそこら辺を逃げなければならないと。そういう道路整備がかなり必要になってくると思います。それで、お墓の中は段差がかなりあるので、逃げるには避難路としてどうのこうのと考えるのは難しいなと思ったので、その辺を考えていました。そして、そのルートと、そして火事によって火がついたので石がちょっともろくなった部分もあって、崩れたり、それから雨で枯れた木が倒れたりという状況になっているようです。また、お墓付近と、それから中央公民館からのあれで子供の遊び場にもなっているみたいなんです。そういう面で、安全対策をしっかりとっていただいて、しっかりとした避難路を考えてほしいと思います。よろしくをお願いします。

今の要望をして、私の質問を終わります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時10分

○

再 開

午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

小笠原正年君の質問を許します。発言席へどうぞ。

○6番（小笠原正年君） 傍聴席の皆様、テレビをごらんの皆様、小笠原正年でございます。

破壊されてしまったこの町をつくりかえ、皆様が安心・安全、笑顔で住めるようにすることが私たちの役目でございます。町全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、町の最終的意思決定に参加し、執行部、すなわち役場業務の監視と批判、これが地方議員の役割であると地方自治法に解説されています。

新たなる気持ち、しがらみのない気持ち、初々しい気持ちで職責を果たしていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

議員の皆様、町長、執行部、役場職員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

さて、一般質問に入ります。

町長の選挙用リーフレットによりますと、平成23年4月に総務課長となり、平成23年6月21日より8月28日までの69日間、町長職務代理者となり、23年11月より総務部長兼総務課長として27年3月まで、つまりことしの3月まで前町長を補佐し、この町の輝か

しいエリートとして役所人生を歩んできたように見受けられます。部長職ですので、相当の政治的判断を要求される決定にも参加されてきたものと思われま

す。町の復興計画は、23年12月に決定、25年に見直し、30年度までの計画となっているようです。つまり、この復興計画は平野町長と前町長の合作、連帯した決定、結論ではなかったのでしょうか。復興計画は、コンサルを入れ、町民の声も取り入れ、英知を集めた決定ではなかったのでしょうか。平野町長は、部長職としてこれに深くかかわってきたのではないのでしょうか。

私は選挙中、平野町長の訴えを一度も聞いておりませんでした。当選後の大槌新聞8月19日号、第152号の聖域なく年内見直し、着工済みの事業も対象であると、このタイトルに驚きました。あれ、自分で決めたことじゃないの、の驚きです。

今の計画には、優先度や予算が書いていない、事業の難易度や職員の人数などを考慮して unnecessary 事業はやめるとされています。優先順位のない、予算のない、 unnecessary 事業計画に、平野町長自身が総務部長という重要なポストで深く重く関係、関与されていたのではないのですか。

区画整理事業、防集事業、三枚堂・大ケ口間トンネル、中心市街地、旧役場庁舎、鎮魂の森事業など、あらゆる事業の見直しをするとされています。これは驚きでございます。青天のへきれきでございます。

10月2日の町長所信表明によりますと、事業の選択と集中が図られていなかった、住民と復興後の町のグランドデザインが共有されていなかった、立派なハードが完成しても住む人がいない、そして財政の圧迫を危惧しての見直しであるとされています。

事業の必要度、緊急度、これまでの成果、財政負担を検証して、事業の取捨選択、優先順位を決めるとしています。事業の必要度は、緊急度は、何を基準に何をベースに判断するのでしょうか。復興のために、真に必要な事業に重点化してメリハリをつけています。

総務部長は、事務方のトップだと聞いておりますが、計画策定の折、この3月までの幹部職としての役所生活で提言、助言、主張、提議できなかつたのでしょうか。

今、多くの人たちは、千年に一度の大災害に、耐えがたきに耐え、忍びがたきに忍び、きょうかあすかと一日千秋の思いで待っているのです。1分1秒の停滞も許されないので

す。きのうまで執行部において総務部長という要職にあり、高いレベルでの判断を求めら

れ、復興計画の策定に参加していた人が、町長となり、復興計画を全面的に聖域なく見直しするとの発言に、どう考えればいいのでしょうか。

今、町の人たちの目には、ダンプカーが走り回る光景だけです。町の姿も、形も、見えていないのです。町の人たちの欲しいのは、町の姿、形なのです。今、突然と全てを見直すなどと言われて、何を言っているのかわからないのであります。きのうまで重要なポストで千年に一度の大災害に対応する復興計画を練っていた人が、突然あれば全部見直しだと言われても理解できないのです。

そこでお聞きいたします。見直し、再検討、精査、検証は、役所時代にできなかったものでしょうか。

次に、超高齢社会における高齢者の社会参加の推進について質問します。

現代社会はマンパワーの不足に悩まされています。知識と経験の豊富な元気な高齢者の方々に社会復帰、もう一度社会に参加してもらい、持てる能力を十分に発揮していただき、社会貢献してもらおうという提案であります。

我が大槌町の老人福祉計画、介護保険事業計画、まるごとプラン6によりますと、65歳から75歳までの元気な高齢者と思われる方々は2,045人おられます。人口比17.2%であり、15歳までの年少人口1,456人、11.09%よりも多いのであります。この方々に社会参加、社会復帰してもらうためには、就労時間、移動手段、受け入れ側の理解、年金などたくさんの課題があると思われまます。しかし、この復興・復旧、新しいまちづくりの喫緊のときに、町当局として何らかの潜在的な能力の掘り起こしに努力しなければならないものと思います。

若者がいないと嘆いても仕方ありません。若年者が圧倒的に少ないからです。社会復帰、社会参加してもらうために、さらに技術の必要、知識の習得が必要であるならばつくりましょう。

私たちは、絶対的マンパワー不足です。充足に、あらゆる手段をとらなければならないと考えます。何しろ、社会の力はすなわちマンパワーであります。

今、政府において、まち・ひと・しごと創生総合戦略が構想されています。地方への新しい人の流れをつくる地方移住の推進が掲げられています。いわゆる日本版CCRCであります。CCRCとは、ちょっと横文字はわからないんですけども、コンチャニング・ケア・リタイアメント・コミュニティーの略だそうですけれども、高齢者が健康で元気に輝き暮らし続けられることのできるコミュニティーと定義されています。

当大槌町も、この構想に乗るべきではないのでしょうか。ある調査によると、東京在住の4割から5割の人が地方への移住を検討しているか、または今後検討したいとなっているそうです。50代の男性では50.08%、女性で34.2%、60代の男性は36.7%、女性は28.3%になっているそうです。当大槌町も、この受け入れ体制の検討、対策をする必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

今の時代、75歳ぐらいまで多くの人は元気です。この方々に社会復帰、社会参加、社会活動に参加してもらい、マンパワー不足の現代社会で高齢者も元気で輝き暮らし続けられる町にしようではありませんかという考え方です。カムバックシニアです。

カムバックシニアの社会的ムードをつくり、地元シニアの活性化、外部からの迎え入れで、シニアが元気な町にするという考え方です。このような考え方に、どう考えるか教えてください。

それから、3として、企業誘致における労働力、働き手の確保についてです。

今、全国的に労働力、働き手の不足は深刻です。町当局が企業誘致に努力してくれていることに敬意を表します。この町に企業がふえ、町が活性化することは、地域力の拡大であり喜ばしいことでもあります。

しかし、今私のところもそうですが、今働いてくれる人はいないんです。本当に困っているんです。何かこれに対する方策がございましたらお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 小笠原正年議員のご質問にお答えいたします。

質問内容が通告事項に沿った形になりますので、若干ずれることがあるかと思いますが、その辺はご了承願いたいと思いますし、あわせて質問いただければと。よろしくお願いたします。

1の私の政治姿勢についてお答えいたします。

所信表明でも述べましたが、私は震災から4年余り、碓川前町長のもと、大槌町東日本大震災津波復興基本計画に基づき、ハード、ソフト両面で復興事業を進めてまいりました。

しかしながら、膨大な事業数を限られた人数で、職員数でこなしていく一方で、次々に新たな事業が聞かされるのを見て、選択と集中が図られていない実態に徐々に疑問を抱くようになってきました。

確かに、総務部長として決裁した事務事業に責任を感じております。当時は、計画された事務事業を前に進めることが最優先であり、あの時点ではほかに選択肢がなかったと認識しております。時間がたつにつれ、幾つもの疑問が表出したものの、自分自身の中でその疑問解決に至らなかったことに責任を感じております。

最終的な責任は首長にある、そう言い逃れるものではございません。だからこそ、そのような状況を打開するため、みずからが町のリーダーとして選択と集中を決断することが復興を加速させるものであると信じて、三十数年間務めた町職員を辞して、さまざま不安な気持ちがありましたけれども、町長選に立候補したものであります。

2の超高齢化社会における高齢者の社会参加の推進についてお答えいたします。

大槌町の人口構成は、議員ご指摘のとおり将来的に全国的なパターンと同じく人口減少が進む傾向にあります。その一方で1人の女性が生涯に産む子供数を示す合計特殊出生率は、当町の場合、10年前と比較すると微増を続け、全国・県平均を上回っている状況で、明るい兆しもあらわれてきております。

そこで、議員がご提案のCCRCまちづくりについてですが、日本版CCRC構想有識者会議がまとめた同構想の素案によりますと、東京圏を初めとする高齢者がみずから希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりを目指すものということが示されているところであります。

高齢者への健康時から介護時まで継続したケアの提供には、施設整備などハード面での費用負担の問題や介護に従事する職員の確保の問題など、課題が多いと考えるところであります。

現在、町として取り組みを進めている大槌型地域包括ケアシステムは、介護状態になっても住みなれた地域で安心して暮らしていくことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されることを目指した体制づくりである一方、CCRCまちづくりの考えは、元気高齢者が社会の担い手の一員となることや、高齢者を初め人に優しい空間環境整備を復興事業としてハード・ソフト両面において住みやすいまちづくりに取り組んでいく当町の考え方と共通する考え方が多いところであります。

今後、国や取り組みを始めている、進めている自治体の動きを参考に、大槌型地域包括ケアシステムの構築に生かしてまいりたいと考えております。

3の企業誘致における労働力の確保についてお答えいたします。

企業誘致については、当地域の産業基盤を維持発展させる町の産業振興対策はもとより、雇用機会の確保による若者の町外流出、町外からの移住や定住の促進対策としても、大きな効果が期待されるものであります。

一方で、震災後の町内の状況は、慢性的な労働力不足が原因で生産能力をフルに活用できない事例もあり、地域経済の復興のためには雇用の場の確保に加え、労働力の確保が課題となっていることも認識をしております。

釜石・大槌地域の有効求人倍率は、本年7月時点で1.16倍となっており、7月以前の状況についてもおおむね1倍前後の水準で推移をしております。

このような状況にありながら、労働力の確保が問題となる背景には、求職者が希望する職種と求人事業者が求める職種のミスマッチの存在があると分析をしております。

求人に対し、求職が少ない職種の主なものは、建設土木、看護、社会福祉の専門的職業、販売やサービス業で、反対に求人に対し求職が多い職種の主なものは事務的職業となっており、そういったミスマッチの解消に向けた対策が最も重要なポイントと考えております。

こうした課題の解消のため、町でもハローワーク釜石を初めとする関係機関と連携して、就職相談であるお仕事相談会inおおつちを月に2回開催しているほか、ハローワークが発行する求人情報の町ホームページへの掲載や全戸配布、求人企業を集めた合同面談会の開催など、地域の労働力の掘り起こしに取り組んでおります。

震災後に誘致した企業は、水産加工等6社となっており、これらの企業についても求人に対して求職が少ない職種であります。求人活動を精力的に行っており、町としても説明会、採用面接への協力や、就活サイトへの求人情報の掲載等で支援を行っております。

今後の誘致活動においては、可能な限り求職者のニーズに合致するような職種で当町への立地可能性がある企業の把握に努めるとともに、労働力の確保についてはより効果的な求人情報の発信や移住、定住を含めた総合的な施策の充実など、課題解決に向け引き続き取り組みを進めてまいりたいと、こう考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 町長にもう一度確認したいのですけれども、町長のおっしゃっている見直しの意味をもう一度、再確認したいと思います。例えば、説明では検証とかそういう言葉が使われていますけれども、この見直しと町長が使われたために、物すご

くショックを受けた人たちがいっぱいいますよね。やめるのかというようなことをいっぱい聞かれていますので、もう一度、見直しとはこういうことなのだとお願ひします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 見直しについては、しっかりと今の事業に対する必要性、あとは重要度、さまざまな視点から見ていくということになります。もちろん、計画をつくって1年たち、その中で必要性は十分あるのかどうか。これから考えている中では、それを廃止する必要があるのかどうか、その辺をしっかりと見ていく、精査をしていくということになります。もちろん、さまざまな事業については検証してまいりたいということでの見直しと、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） それと、今復興ということで一生懸命動いているわけですが、この復興の終わりと申しますか、復興成った、やったぜというのは、何をもってそういうことになるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私の復興宣言は、応急仮設住宅、みなし住宅から全員がそれぞれ自立再建、生活再建をされた時期が、復興の日だと思っています。ハード面の完成ではないと、こう認識しております。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 一生懸命やってこられた計画の中で、もちろん町長が、私は尊敬しちゃうんですけども、よし、俺がやるという気構えにすごく尊敬はするんですけども、結果的に見直ししなければならないのだということになるということは、役場の中、前町長と現町長のコミュニケーションと申しますか、町長と部長職のコミュニケーションと申しますか、そういうことは余りうまくいってなかったんですかね。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） あるかないかと言えば、なかったとお答えします。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 私、さっき申しましたように、高齢者の社会参加と申しますか、シニアの人に返ってくれという考え方なんですけれども、これが私の言う誘致企業とか、そういうところに行ってもらうような何か方策を考えるべきだと思うのです。職業訓練

をすとか、そういう形で、いずれにしても圧倒的に若者が少ないですから、この元気な高齢者、私も69歳です。ですから、どんどんまだまだ働けると思っているんですよ。こういう方々に、社会参加と申しますか、そういうシステムというか、訓練というか、そういうことをやるべきだと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員のお話でございますが、福祉的にお話いたしますと、シルバー人材センターの方ですとか、老人クラブの方ですとか、元気な高齢者はいっぱいおりまして、そういった方々がこれまで培ってきたノウハウを今後生かしていくということで、福祉的な面から言えば、地域包括ケアシステムをつくる中での生活支援ですとか、そういった部分に携わっていただければいいかなと私どものほうでは考えております。

○議長（小松則明君） 小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） そこら辺、もう一步進めてもらいまして、もうちょっと、何も一日働いてくれなくてもいいわけです。例えば午前中とか、午後とか、3時からとか、2時間だけだとかでもいいわけです。そういう働き方というんですか、高齢者の方々が一日いっぱいではなくてもいいんだという形の働き方みたいなもの考えるべきじゃないかと思うんです。また、そうしなければ、今のこの労働力不足、人口減社会ですので、補えないのではないかと考えています。そういう働き方を考えるということは、これはどういう部署なんでしょうかね。労働、例えば1日に2時間でいいよとか、3時間でいいよと、またその雇用をする方々、もしくはその方々がそれを理解の上で、そういう方々に社会参加、あるいは就労していただくという考え方ですけれども。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） いわゆるシニア層にもターゲットを向けた就労対策に取り組むべきではないかというご趣旨の質問と理解いたしました。

この年代の方々も労働意欲、または労働内容に応じた体力があれば、これまでの社会経験や職業経験の積み重ねが当然ございますので、有力な労働力としてまだまだ活躍をしていただきたいと感じております。ハローワークのほうから入手した統計資料によりますと、本年8月の釜石・大槌地域の求職者のうち60代以上の年代の方は約2割弱ございました。この経過からも、ただいま議員ご提案のあった内容については現実的にも十分に的を射たものであるのではないかなという受けとめ方をしております。

ただし、一方で企業や事業者における雇用については、その企業や事業者によりまして、それぞれ求める人材のニーズというのがございますから、必ずしも全ての企業や事業者様のほうでそのご提案のあった内容に合致するとは限らないのも現実的なところではあるかと思えます。

また、本年6月に行われました復興庁の復興推進会議で決定されました平成28年度以降の復旧・復興事業において、平成27年度限りで終了する事業が整理されて、この中で緊急雇用創出事業について、緊急性必要がなくなった事業というふうに該当されておりますから、次の雇用につなげるために、町でもハローワークさんとか釜石さんと協力して、緊急雇用創出事業で雇用されていた方々に対してアンケート調査を行っております。その結果によると、仕事を決める際に重視する条件はという問いに対して最も回答が多かったのは、仕事の内容となっておりました。また、給与や手当を除きますと、次に多い回答は雇用形態や勤務時間となっております。このことから、議員からご提案、ご指摘のあったことについての今後の対応といたしましては、例えば求人情報の中にどの程度の体力があれば勤まる仕事なのか、また技術等の取得に対してどういったフォローが企業側で準備されているのかといったような具体的な労働内容を記載するような情報も追加するであるとか、あるいは定期的な通院などに柔軟に対応できるような勤務シフトを設定するなど、労働市場への効果的なアプローチの方法について、企業、それと事業者、ハローワークなどの関係機関と協議しながら、どういった対応が効果的なのか話し合いながら対策を研究してまいりたいと思えます。

○議長（小松則明君） 小笠原君、質問内容ですけれども、1番から3番、4番までありますけれども、そのものに対して、終わったら次の質問に移りますとか、そういう部分をめり張りをつけていただければと思っております。よろしくどうぞ。小笠原正年君。

○6番（小笠原正年君） 準備不足かもしれませんが、きょうの質問はここで結構でございます。終わりでいいです。

○議長（小松則明君） 終わりででしょうか。小笠原正年君の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

午後1時52分

○

再 開

午後2時02分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

## 日程第2 報告第11号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第11号健全化判断比率の状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） それでは、報告第11号健全化判断比率の状況について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定し、報告するものでございます。

次のページの表をごらんください。

健全化判断比率の状況についてですが、指標に関しては左の上に掲載してございます。平成26年度健全化判断比率の状況、その隣に比率の状況等記載してございます。その中で4つほどございます。実質赤字比率、それから連結実施赤字比率なんです、各会計で今回もそうなんです、赤字の会計はございませんので、ここは該当がございません。

その次の実質公債費比率なんです、11.3%。この実質公債比率というのは、公債費の起債の償還に対する負担、それが標準財政規模に対してどの程度かという部分でございます。今回は11.3%なんです、前回まで、前年度までは14%でございます。今回で2.7%減になっているという状況でございます。それに関しては、震災の影響もあつたんです、平成22年度なんです、3月の支払いができなかったという状況がございまして、それで、23年度においてその分を支払っていますので、1.5倍になっているという状況がございまして、その平成23年度の影響が続いていたという状況があります。実質公債比率に関しては、過去3年間の平均で試算するというものでございまして、その23年度の影響がずっとあつたという状況があります。今回の算定のほうから23年度が外れたという状況で、本来の形に戻ったかなという状況でございまして、それで11.3%ということになります。それで、指標の基準の関係なんです、自主的に再生する基準というのは25%でございまして、それから、国が関与して強制的に財政再建するといった場合は35%という状況になります。今回で、うちのほうでいけば11.3%程度になりますので、これは問題ないという状況になります。

それから、次が将来負担比率という状況になります。これは起債残高の関係です。事務組合から第三セクターまで含めて、全ての残高に対する負担が標準財政規模のどれく

らいになるかという指標でございます。これについては、基準に関しては350%というものでございます。ただ、現状でいきますと、復興の関係で基金の残高が多くありますので、それらも充当財源になるということで、ここも指標は出ないという状況で、該当しないということになります。普通会計とかそっちについてはこういう状況になります。

それから、公営企業の関係なんですが、それは下のほうにございます。真ん中の段に連結実質赤字比率とって大きくなっているんですが、その隣に資金不足比率というのがございます。ここが指標の関係です。その下のほうにくと、バー、バー、バーと棒線が引いてあるんですが、その部分が公営企業の関係でございます。その左のほうを見ていただくと、水道事業会計、それから簡易水道事業会計、下水道事業会計、それから漁業集落排水処理事業会計、これが公営企業として該当する部分でございます。いずれの会計についても、赤字はありませんので、資金不足は該当しないという状況になります。

そういうことで、健全化判断比率の状況においては、健全な状況であるということになります。

以上、報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第3 議案第78号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第78号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） それでは、議案第78号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

第2条については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の整備であります。

第26条については、法人町民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様とする改正であります。

第34条については、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割

の課税標準の計算においては、当該譲渡所得については、所得税の計算の例によらないとする改正であります。

第37条の2については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う町民税の申告における法人番号の規定の整備であります。

第37条の3については、法律の改正に伴う項ずれの整備であります。

2ページ下段から5ページにかけての第52条から第125条の2については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う町民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免等の申請における個人番号または法人番号の規定の整備であります。

6ページから9ページ上段にかけては、附則の改正であります。

附則第4条については、法律の改正に伴う条ずれの整備であります。

附則第10条の3については、行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う個人番号または法人番号の規定の整備であります。

附則第16条の2については、町たばこ税の特例税率の廃止の改正であります。

附則第29条については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う個人番号または法人番号の規定の整備であります。

9ページ中段以降の附則については、第1条は施行期日であります。

第2条から第6条は、それぞれ町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税に関する経過措置の規定であります。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） これは、マイナンバーと言われている法整備のことだと思ってお尋ねいたします。

このマイナンバー制度について、既に詐欺事件が発生したことが出されておりますけれども、これをどのように町民に徹底させるか、それをお尋ねします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） お答えいたします。

マイナンバーをめぐるそういった詐欺事件とかの対応ということになりますけれども、マイナンバーにつきましては、漏えいしたりというところに関して、罰則が強化されているといったことがございまして、そういった制度面でマイナンバーの漏えい、それか

らその不正な利用というのは抑制、防止されるという措置がございます。こういったことについて、町民に広報、それからケーブルテレビなどで広報を行っているところでありまして、今後国においても、今回の通知カードの通知、それから個人番号カードの発行の機会を捉えて広報を強化するというにしていますので、これと調整を図りながら町民に対する広報を行っていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 罰則強化だけではできない、もう既に事件が起きてしまったという、こういうことをまず危惧しております。それで、これは行政のほうではこのナンバーはどういうものとはわかっておりますけれども、町民や老人の方は全然わからないわけですよ、何だか。それでもって、それを利用して今度の詐欺事件が起きたわけですので、その辺きちんとこの利用の仕方、あるいは犯罪の手口等も今後きちんとしていかなければ、当町においても何らかの事件が起きないとも限らない、そういうことを不安に思ったのでお尋ねいたしました。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） マイナンバー制度というものがここ最近頻繁にマスコミで報道されておりますが、基本的なところをお伺いしたいと思います、このマイナンバー制度のメリット、それからデメリットを簡単にお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） お答えいたします。

マイナンバー制度のメリットですけれども、政府の広報等で説明されているところによりますと、3つございまして、一つは公平・公正な社会が実現できると。要するに、負担を不当に免れる人がいなくなるであるとか、本当に給付、保護が必要な方への保護が行き渡るということが1点目。

2つ目としまして、国民の利便性が向上するんだということが言われております。これは、マイナンバーを持っていることによって、今までいろんな役所に出す書類に住民票とかの書類をつけなければならなかったものが、不要になると。そういった部分で利便性が図れるということがございます。

それから、最後は行政の効率化ということが言われておりまして、行政機関、それから地方公共団体間で情報をやりとりする際に、いろんな情報を転記したりとか、そういったことをやっていたそういう事務作業がマイナンバーによってなくなるというのがあ

りまして、この3つの点でのメリットが言われているところであります。

それから、デメリットということがございましたけれども、実際にこういったメリットが国民、町民に享受されるというのは、行政機関での間での情報の連携が始まる時です。これは平成29年ということになっています。それまではこのメリットというのは、基本的には享受されることがないということになっていまして、それからこれはデメリットとは言えないかもしれませんが、デメリットといたしましては、やっぱりそういう情報を持つということに対する不安というのがやっぱりありまして、情報を一元管理されるんじゃないかとか、そういう不安を持つ、あるいは確かにそういうリスクが高まるという部分もありますので、そういった部分がデメリットとして挙げられるのではないかなと考えておりまして、そういったデメリットの部分を、行政として表に出ないような形でサポートしていければというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） それで今、今週あたりから簡易郵便でその通知をされていると思うんですけども、住民票と異なるところに居住している方々に対してはどのような方法でお知らせしているのかというのと、それからコンピュータで管理していくわけだと思うんですが、その辺のセキュリティーの問題。こういったところをどのように対処しているのか、その辺をお伺いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） 初めに通知の関係でございますけれども、これはご指摘のとおり住民票のところに送付されるということになっていきますので、これには特例が設けられておりまして、我々は被災地でございますので、そういった場合には住民登録をしているところ以外にも送付ができるということになっています。具体的には、当町の場合だと仮設住宅、こちらについては漏れなく仮設住宅に送付されるということになっております。

それから、DVの被害者であるとか、そういった本来の住所に送ってほしくない場合、これも申し出によりまして、その申し出のあった住所に送ることができることになっております。ということで、行き渡ることにはなっておりますが、中には住所をいわゆる被災区域に置いたままにしてどこかに移ってしまっているとか、こういった方には届かない可能性があります。こういった届かない方については役所に通知カードが戻ってくるということになっておりますので、そこから申し出によって本人確認して交付をす

るとか、そういう手続を講じていかなければならないということです。

それから、セキュリティーです。おっしゃるとおり、マイナンバーを紙だけじゃなくしてシステムの管理をしますので、これはネットワークで例えば不正アクセスとか、そういうもので流出するということのないようにしなければならぬということになっていますので、役所といたしましてはファイアウォール、外部のネットワークからのアクセスをとめるとか、そういった手続、処理を講じておりますし、ウイルスソフトというものは、これは常に最新のものを適用するようにしています。それから、そういった更新が随時図られるようにパッチを上げるというような技術的なこともやっております、そういった面でセキュリティーの強化をしているということです。

あとは、それからそれを使うのはどうしても人でありますので、職員の教育みたいなものも、これから個人情報の保護であるとか、そういった必要以外のところで個人情報を扱ってはだめだとか、USBに保存してもだめだとか、そういった部分の職員に対する教育というのをおあわせてやっていきたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 今後一番の問題になるのは、今までの前例も考えてみて、やはり人的なミスというのが非常に大きく取り上げられるケースが多かったので、そういう人の教育というものをしっかりと、セキュリティーなんかは特にやっていただきたいのと、それからマイナンバーというのは一生使われる番号だと聞いていますので、個人情報としてはすごく重要な情報となるものだと思うので、ちゃんとこの簡易郵便が届くか届かないかという管理をきちんとやるのと、もし返信があった場合は、そこまで行ってきちんと説明をするというようなことも考えてみたらどうでしょうか。以上です。何かあれば。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） ご指摘を踏まえまして、そのようにマイナンバーの趣旨、それからこういったものを人に提供するときのリスクみたいなものをおあわせて周知を図れるような形で広報していきたいと考えています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、郵送ということなんですけれども、この郵送はきちんと届くという前提で、書留とか、ただ例えば仮設でなくなったところにポストで入れるとか、そういうことはないとは思いますが、その辺をちょっと確認します。

それから、もう一つ。つまり、高齢者の方を初めとしたマイナンバー、今回事件が起きたわけなんですけれども、何が何だかわからないまま、言われるまま、ああそうかという感じでマイナンバーのことにに関してかなりの金額が被害に遭ったということなんですよ。ですから、広報だけで知らせるのではちょっと無理があるんじゃないかと。それから、罰則を強化して、それでそういう事件がおさまるのであれば犯罪は起きないんですよね。ですから、これを徹底して教えなければならぬ。そういう自治会、あるいはそういう講習会、そういった面もやっぱり考えなければならぬのかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） お答えします。

最初の書留の関係でございますけれども、これは本人に手渡して判こをもらってということですので、いない場合には持ち帰ると。それを郵便局で保管をします。それで、最終的にその保管期間にも配付できないような場合になったら役所に返ってくるということになっておりますので、入れっ放しになるということは基本的にございません。基本的にというか絶対にございません。

それから、町民に対する周知なんですけれども、今も予定されているものがございまして、出前講座というものもやっております。これからやる部分で3回の予定をしていますが、これから自治会等から要請がありましたらその都度出向いて行って、こういった周知についても徹底していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） では、私のほうも幾つか質問させていただきますけれども、まず1点、このマイナンバー、個人の情報が役所の中でどこまで入力されるのか。個人の情報がね。全く収入にかかわる、税金にかかわる部分だけなのか、それ以外の部分までコンピュータで一元化されて管理されるのか。その辺の部分をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） マイナンバーですけれども、使う事務というものが限定をされておまして、それぞれの課で入力をして、それぞれの課で保管をするというのが基本でありまして、例えば総務課がこの制度を所管しているわけなんですけれども、マイナンバーとそれぞれの情報をひもづけて総務課で一元管理をするといったことはございません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 一元化されて管理されないということは、その分先ほども心配されている外部からの侵入が、逆に言うと起きやすくなる可能性もあるということになるのでしょうか。その辺が心配される。各課ごとにそれぞれ管理するというのであれば、それぞれのコンピュータが動いているわけなんですけど、現在当町では一括して外部からの侵入に対して保護されているのか、それともそれぞれの課のシステムによって分けられて対策されているのか。その辺お尋ねします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） 町のシステムに関しては一括してファイアウォールという仕組みによって守られているということになります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） であれば、一括で守られているということであれば、万が一侵入された場合には全てのところにアクセスされて情報が全部漏れてしまうという可能性があるということですね。それだけ、確認だけです。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） 可能性としては、それをゼロであるというふうには言えないということです。例えば、標的型メールというのが年金の流出のときに問題になったわけですが、ああいうふうに悪意を持って、例えばメールを開いて中に侵入してプログラムを作動させるみたいなものまでリスクに入れておきますと、この可能性が全くないとは言えないわけなんですけど、一つはそういった不審なメールがあったらそれを開かない、プログラムを作動させないというような教育であるとか、情報リテラシーの部分も強化していくということと。もう一つは、情報を持ち出していたずらをしているプログラマー、持ち出そうというものに関しても、ある程度、これは手動になりますけれども監視をしている形になりますので、そういった部分の流出のリスクというのは基本的に軽減をされているということでもあります。

それから、住基システムなんですけれども、これはネットワークと遮断されていますので、外部とはつながっていません。ですから、そこから出ていくということも基本的には考えにくいということで考えてございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第78号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員でございます。お座りください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第79号 大槌町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第79号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、議案第79号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

次ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、手数料条例別表中、事務、名称、金額の欄を改正、追記するものでございます。

別表第10を、個人番号カードの再発行手数料1枚につき800円と改め、10の2、通知カードの再発行手数料1枚につき500円を加えるものでございます。番号法の施行に伴い、今後通知カードと個人番号カードの発行が開始されますが、町の過失以外、個人の紛失等を理由とする同カードの再発行の場合は手数料を徴することとしたものでございます。

なお、通知カード及び個人番号カードの初回交付の費用は国庫負担のため、通知者本人には負担は生じないこととなっております。

附則についてでございますが、番号法附則第1条第4号により、個人カードの施行は平成28年1月1日から、通知カードにつきましては公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 前段の関連というか関連のことであるので、こっちのほうで質問させていただきます。

従来の住基カードの普及率が非常に悪かったと。そのために国が知恵を出して今度の

マイナンバーカードをつくったわけですが、住基カードのちなみに町内の発行率というか、その普及率というのはどのぐらいあったのでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 済みません。ちょっと手元に数字がございませんので、後ほどご報告させていただきます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） いいです。全国的な平均を見ると、5%しか普及していなかったそうなんですよね。あれだけ騒いだ住基が5%ですよね。それで今回、満を持してこのマイナンバーをやるわけですけれども、先ほど来、るる議論はありますが、結局のところは平たく言うと脱税と不正対策なんだと国民は受けていると。それで、メリットは幾ら主張されるかもわからないけれども、通知カードを受けても、番号通知になっても、カードを発行する本当のメリットというのは住民は余り感じないんじゃないかということでマスコミで騒がれています。なので、例えば高齢者の人とか、入院中の人とか、なかなか申請が困難だとかいう人は、カードは発行しないことはあっても、住民が不利益を講じるということは基本的にはないんだというふうに私自身は感じているんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員ご指摘についてでございますが、先ほど総務課長の答弁にもありましたとおり、行政手続への添付資料ですとか、住民の利便性を第一に考えてのマイナンバー制度だと思っております。そういった中で、町としましては、各住民の方へすべからく行き渡るような対応をしてみたいとは考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 勝手な話で申しわけないのですが、では町内におけるマイナンバーの普及率、例えばそういう目標があるのかとか、全国的な、岩手県の平均を見ると9割以上は住所地に届くであろうという平均は出ていますけれども、例えば台帳から拾って、  
投票入場券の付託率とか、付託率だろうが配付率だろうが  
どっちがどっちでもいいんですけれども、そういうのからいくと、大体どの程度普及されるという予定だとか見込みというのは、市町村行政の中で設定をしているのかとか、これを目標にしましようという指標みたいなものはありますでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） マイナンバーカードにつきましては、住基カードのそういった普及率がかなり低かったということもありますし、国のほうでは見解としましては、住民の利便性に資するものであるからできるだけ受け取ってほしいというような話をして、積極的な受け取りを求めようと。強制ではありませんけれども、そこを求めていこうとしております。

ただ、数値目標につきましては、これは国の予算の関係でちょっと恐縮なんですが、普及率が例えば100%になるような感じで今のところ予算措置をしているものではなくて、これからの個人番号カードの申し込み状況なんかを見て次の手を打ってくるんであろうなというふうに判断をしまして、当然のことながら今のところで、町でこれだけには行き渡らせたいとか、そういった具体的な数値目標を持っているものでは、済みませんがございません。

○議長（小松則明君） 進行いたします。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第79号大槌町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。お座りください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時30分

○

再 開 午後2時39分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第5 議案第80号 大槌町町民住宅設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第80号大槌町町民住宅設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、別表第3条第13条関係に記載の町民住宅の名称、新港町町民住宅。所在地、大槌町新港町9番15号。使用料、月9,000円を削除するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第80号大槌町町民住宅設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。お座りください。よって、本案は可決されました。

○

日程第6 議案第81号 大槌町町営住宅等の管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第81号大槌町町営住宅等の管理を行う指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、別紙をお開きください。平成28年度当初には、安渡を初めとする384戸、110棟を予定しております。同じく平成29年度当初には、寺野2を初めとする223戸、135棟を加えた607戸、245棟を予定してございます。そして、平成30年度当初には、大町1を初めとする245戸、125棟を加えた総戸数852戸、総棟数370棟を予定してございます。

2. 指定管理者の所在地、盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号、いわて県民情報交流センター2階。指定管理者の名称、一般財団法人岩手県建築住宅センター。指定管理者の代表者、理事長、福井正明。

3. 指定期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

別紙として、指定する団体の内容、指定管理者が行う業務の範囲、導入までのスケジュールを記載した資料を添付してあります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 幾つかお尋ねいたします。この指定管理、全員協議会でもいろん

な質問がされました。その中で幾つか、私が大変疑問に思うところを質問させていただきます。

まず、この指定管理をするに当たり、このほとんどが新しい災害公営住宅ということで、この災害公営住宅の例えば各建築業者がいるわけですが、この保証期間が何年あるのか。

それから、この指定管理者が行う業務の中で、常に各災害公営住宅に常駐でその管理者がいるのかどうか。この辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 災害公営住宅の瑕疵担保期間ですけれども、2年間となっております。

それからあと、指定管理者の駐在員になりますけれども、主に、まず一つは定住促進住宅センターになります。あとは、管理員の配置ですけれども、一つは町方地区で末広町の災害公営住宅を予定しております。2つ目は、吉里吉里、安渡、赤浜地区で、吉里吉里の町営住宅のほうを予定しております。それから、あとは大槌川流域のほうとしては、大ケロ1丁目のほうの町営住宅のほうの集会所を予定しております。あとは、先ほど言った定住促進住宅の管理事務所と、計4ヶ所ということになります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） これは全員協議会の中でも、地元の企業の育成ということを考えたり、なるだけ地元ができることを地元でやるというのが基本にあったほうがいいのではないかなと私は考えるわけです。そんな中で、建築したものの瑕疵担保がまず2年間ということ、それから新築した建物というのは、ほとんどこの中に含まれている建物管理の中で、修繕というやつは特に出てこないのではないかなというふうに、通常、住宅を建てたときは10年を過ぎてから大体修繕が始まるというところを考えると、何かこの5年間の契約の間、果たしてこの指定管理の金額というのは納得できる金額なのかなと。むしろ、向こう例えば5年とか10年ないしは自分たちの間でも、自分たちというのは環境整備課でもできるのではないかなと。それで、人の手当てはこれから災害公営住宅に関しては、見守り体制も重要になってくる一つだと思えます。そういった中で、きちっと連携を図りながらやれば、十分な管理はできるのではないかなというふうに私は考えるわけです。ただ単に、その指定管理者に任せれば自分たちの業務が楽になるというだけでやってはどうかと大変疑問に思うわけです。

それから、この指定管理を行う間は、恐らく災害公営住宅ですから、この予算というのはもしかすれば復興予算の中から手当てされるものなのかなというふうに感じているわけなんです、その辺のことと、さっきの災害公営住宅に関する見守りとあわせて管理はできないのかという部分をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） まず、指定管理料の件ですけれども、指定管理料については、まず基本協定は結びます。その後、年度協定を結ぶわけですけれども、毎年度、年度末には事業の精算、事業実績等の報告を出していただくことになっております。それで、事業費のほうの精算のほうも今視野に入れておまして、今回建築住宅センターのほうともその辺は相談している最中でございます。

それから、見守り関係の話なんですけれども、今回建築住宅センターのほうの提案の中では、見守りについても高齢者のほうへの訪問、そういうのも現在も実施中であるということを指定管理者の審査会のとときの提案のとときのヒアリングのときもいただいております。75歳以上の高齢者の世帯であるとか、あとは80歳以上の高齢者のところには、3カ月に1回は訪問するようにしているという実績等の話も伺っております。

あと、その維持管理のほうの面なんですけれども、環境整備課のほうでも現在やっているわけですけれども、住宅の戸数等もふえてくるということで、今までにない住宅の戸数を管理していかなければならないということで、今回指定管理に提案させていただいている住宅センターのほうの提案内容を見させていただきますと、住宅センターの中にはセンター長として1名まずおりますよと。それで、窓口担当兼住宅管理員、これは5年以上経験者ということで1名置きますよと。そのほかに住宅管理員事務として3名置きますよと。計5名で行いますよと。そのほかに、ハード面のほうの巡回サービス等は、沿岸支所とか本部のほうにも専門の職員がおりますということで、毎月1回必ず全団地は巡回するように行いますということで、専門の職員等もありますので、今よりはサービスの向上はかなり図れるというふうに判断しております。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 補足させていただきます。

今回の指定管理者の人員の配置でございますけれども、平成28年には3人、29年には4人、30年には5人ということで、最終的には5人体制になります。町の直営でやるとなると5人のプロパー職員を新たに追加して、さらに人事異動等もございますので、

かなりそういった中では人員の配置は専門職化しますので結構難しいのかなと思っています。

それから、瑕疵担保の件でございますけれども、瑕疵担保は建築に当たって重大な瑕疵があった場合において請求するものであって、日常のものについては瑕疵担保対象になりませんので、さらに日常の点検ですけれども、今回の中に集合住宅等もございまして、エレベーター、浄化槽、消防設備、受水槽、建築物定期報告、省エネ法定期報告、定期調査、非常用照明等ですけれども、あとは井戸水の水質検査、遊具点検、その他もろもろの点検がございまして、こういったのをまず直営でやった場合、一つ一つの事務というのは見積もりを徴収して、それから業者選定をして、なおかつ検査をして、支払っていくという中で、ある程度決められた業者の中で、非常に事務の煩雑さの中でいえば、指定管理者のほうに出すことによって、こうしたところが事務としては軽減されるものというように考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 戸数が多いということで、事務量がふえるということも当然わかります。ただ、地元でできることはなるだけ地元でやったほうがいいのではないのかなと。そこにはやっぱり、今後大槌町の例えば企業を育てるという意味でも、この指定管理にかかわらずなんですけれども、取り組みとしてやるには格好の材料と言えば大変失礼になるんですが、ものだったのではないのかなというふうに私は感じているわけです。

それから、建物の修繕についての通常のもの瑕疵担保の部分については、私も重々承知をしております。ただ、ほとんど住んでいる方が故意に壊さない限りは壊れるものでもないし、できれば大槌町内の業者に本当はやってほしかったなというふうな思いが私は大変強いです。

それから、そこをサポートするという意味で、正直な話、まちづくり会社をつくったときにいろんな業務が入っているわけです。そんな中で、まちづくり会社の本来のあり方は、こういった案件が出てきたときにサポートできる体制にあるべきものではないのかなと。今、まちづくり会社のやっていることというのは、ホテルの経営と一部まちづくりの部分の御社地のところにかかわっているという部分にしか見えなくて、本来町内の業者のところをお手伝いして商売が成り立つようにする、または新たな新規企業を生み出す、そういった部分に働いてほしかったなというふうに私は思っているんですけれども、その辺が大変残念でならないんですけれども、このことに関してはもうちょ

っと議論を深め、または勉強してから、この議案として出してほしかったかなというふうに私は感じております。以上で終わります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私も何点かお聞かせください。

まず一つ、金額のことについて。あの全協のときに、見積もりを聴取して安価であった。この安価なことが町の財政からいってメリットもあるという話をされました。今、環境課長の話だと、毎年ローリングというんですか、検証しながら毎年管理委託料を決めていくんだという話があったときに、例えば見積もりがトータル5年分でとられてトータルで安価なのか、それとも1年目が安価だけれども年々上がっていったら、掛ける5年したら同じだったとか、片方が高かったとかということも、そこら辺の説明をちょっと受けていないんですけれども、そのトータルのコスト計算についてはいかがなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 見積もり聴取の金額については、5年分のトータルの金額で比較をいたしております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 補正予算の中にも、限度額で1億4,000万円、単純に5年で割ると2,800万円相当になるんですけれども、それを含んで限度額という提案がなっていますので、著しく毎年上がっていくという心配はしていませんけれども、適正規模で運営をしていただきたいというふうに思います。

あと、東梅議員のほうからもありましたが、一番心配されるのが、災害公営住宅で結局入居なさるほとんどの方が高齢者だったり、単身世帯だったりということが予想されるわけですね。そうしたときに、プレゼンの中に定期的な巡回訪問だけではなくて、何があるかわからないですね。高齢者の単身世帯とか、災害弱者と呼ばれる方々が多く入居なさればね。そういうフォローとか、アフターとか、そういうものも活字にすればなかなか大変だと思いますけれども、この業務の中とかヒアリングだったりとかということでも意見聴取したものでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 全くそうでございます。住宅センターさんについては、高齢者見守りネットワークへの参加ということで、きちっとしたその人件費の計上もされて

いますし、そういった部分を見ても実現性が非常に高く、また今後もそういった人材を使って、こちらとしても指示をしやすいというようなことで、住宅センターさんの点数が高かったものと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 最後に、やはり地元の企業の育成という点でお伺いしますが、募集要項を決めて一発でプロポーザルをして点数評価をすると、どうしてもキャリアのあるところが勝ってしまうという実態がどの市町村でもあると。私は地元でやる気のある企業をまず集めて、ヒアリングをしたり、あと募集要項を提案したり、こういう規模でないといけないんだよとか、こういうふうな責任もありますよとか、いろんなレクチャーをしながらそれで挑ませるとか、事前準備ですよ。そういうものやっつけて、できるだけ地元のお金が地元で還元したり回ったりするという、やはり我々は復興でいろんな住宅再建だったり、この指定管理も一部そうなんでしょうけれども、その後ですよ、その後。やはり地元で金が回るというシステムをつくっていかなくてはならない責任もあると思うんですが、そこら辺の考え方についてお願いします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回、たまたま町外の業者と地元業者だったわけですが、できましたら、こちらとしては地元業者同士で競争し合えるような感じで、例えば1社では競争になりませんので、それはどんな公共事業でも地元企業であるからといったような計画の仕方はしてございませんので、基本的には競争できるような環境づくりというのは目指していきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 見守りについて、現在も実施中で75歳以上、80歳以上、3カ月に1回ということなんですけれども、被災地におきましてはコミュニケーションができない、そういう中での入居というようになりますので、3カ月に1回では少ないかと思われそうですがどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 高齢者への相談等の見守りの頻度なんですけれども、提案の中では3カ月に1回というお話等をいただいております。ただ、これらの件については、進めていく中で、頻度とかは変えることは可能と考えておりますので、住宅センターのほうとはその辺は話を進めて、頻度を多くするとか、そういったところは要望し

てまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 提案にありますように、この住宅管理員ですけれども、4人が常勤体制になりますので、団地の数は多いですけれども、そういった中で回って歩きますと、かなり団地の中でも高齢者、さらに高齢者の独居老人、あるいはその支援の必要な方々というのは数が押さえられてくると思いますので、そういった方々には手厚くそういったサポートをするような指示をしたいというようには思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 常勤の方であればいいんですけれども、全部の管理ですので、その中で3カ月に1回ということ、これは高齢者に限ったわけじゃなく、被災地の心身ともに疲れた人たちも入るわけですね。ですから、そういう見守りとして、3カ月に1回ではちょっと無理があるなと思ったので、福祉関係等、民生関係等も一緒に入りながら、その見守り体制を充実して行ってほしいとお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 午前中も若干触れましたけれども、この委員による2社の採点、これはこれとしてちゃんと受けとめます。それで、全員協議会の中でもさまざまなことを協議いたしましたのであえて言いませんが、先日、同僚議員がこの指定管理者の選考委員の各委員さん方の採点を、公文書公開制度に基づきいただきました。私も見せてもらいました。委員の中、辛い点数をつける委員もいるなど、そう思いました。オール1なんてあり得るのかなと。本人がそう客観的に評価したのであれば、その方、その委員の考えですので、そこには何も触れませんが、ちょっとオール1というのはどんな提案の項目の中でも、1とか、たまには2ぐらいがあってもいいんじゃないかなと思ったんですけれども、それはそれでいいでしょう。

それで、先日のこの案に関して、項目の中に0点の項目があった場合は失格ですよという旨の発言があったんですね、局長さん。そのことについて、今もその答弁は本当に生きているのか生きていないのかというところをまず確認したいわけでございます。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 指定管理者の要綱、ちょっと総務課長のほうが詳しいんですけれども、その中で、今回の中では0点が失格というような指示になってございます。

今回の指定管理者の要領の中で、指定管理の選定については全てそういうふうな形にな

っています。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。指定管理で、0点の項目があった場合は、それはもう、ほかがよくても失格要件になりますよということで理解しました。

今回、この大槌町、復興を進めていく上で、この間の安渡の集会所、安渡の祈願祭がありましたけれども、あそこもプロポーザルをして合格された方々が設計、そしてまた建築されるという手はずになります。そういうやり方は結構これからも大槌の行政で取り扱うと思うんですけれども、基本的に0点の項目があった場合は失格にするのかなというところを伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） ご指摘のとおり、合格基準、審査員全員の満点の合格点数が100分の50を上回っていること、それから項目については0点の項目がないことというのを基準にしてございます。今後もそのような方針で基本的にはいこうと考えています。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。まず、議事録に載りますのでもう一度確認しますが、ただいまは0点の項目があった場合は、ほかの点数がよくても失格という認識を持ってよろしいわけですね。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） そのとおりでございます。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 補足させていただきますけれども、今言っているのは指定管理者の選定の場合でございます。また、総合評価の場合にはその総合評価における点数ですので、また採点基準は違ってまいります。（「済みません、3回やりましたよね」の声あり）

○議長（小松則明君） 3回……。 （「私、今、それを含めてお聞きしたつもりだったんですけれども」の声あり） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） 済みません、失礼しました。私は指定管理のことをお話をしましたので、プロポーザルはまた別でございます。

○議長（小松則明君） 東梅議員、プロポーザルに関しては。（「了解」の声あり） いい

ですか。

進行いたします。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第81号大槌町町営住宅等の管理を行う指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。お座りください。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○

日程第7 議案第82号 字の区域を変更することについて

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第82号字の区域を変更することについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、変更調書をお開きください。

大字吉里吉里第1地割字塚ノ鼻地番21番2、地目畑、地積115.0平方メートルから、大字吉里吉里第20地割字岩ヶ沢地番26番21、地目山林、地積97平方メートルまでの22筆を吉里吉里二丁目に編入するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第82号字の区域を変更することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。お座りください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第83号 町道の路線認定及び変更について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第83号町道の路線認定及び変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回ご審議いただく路線は、新たに認定する6路線と終点を  
変更する1路線でございます。

別紙をお開きください。

新たに認定をお願いする6線についてご説明申し上げます。

路線番号1158号、路線名屋敷2号線、起点は大槌町第14地割字屋敷前123番17、終点は  
大槌町大槌第14地割字屋敷前123番17です。

路線番号2106号、路線名沢山12号線、起点は大槌町大槌第23地割字沢山97番1、終点  
は大槌町大槌第23地割字沢山99番19です。

路線番号2107号、路線名沢山13号線、起点は大槌町大槌第22地割字下野96番3、終点  
は大槌町大槌第22地割字下野88番1です。

路線番号3071号、路線名浪板町営住宅2号線、起点は大槌町吉里吉里第11割字白石44  
番1、終点は大槌町吉里吉里第11割字白石44番1です。

路線番号5031号、路線名柁内7号線、起点は大槌町大槌第12地割字柁内96番9、終点  
は大槌町大槌第12地割字柁内96番5です。

路線番号5032号、路線名柁内8号線、起点は大槌町大槌第12地割字柁内122番1、終点  
は大槌町大槌第12地割字柁内122番7です。

終点を変更する路線は、路線番号3060号、浪板交流促進センター線です。

位置につきましては、認定路線図を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 1点だけ教えていただきたいのですが、この復興にかかわり、道  
路、町道がどんどん認定されたり、またはなくなったりという部分があるんですが、復興  
前に比べて復興後に町道の距離がふえるのか減るのかだけ教えてください。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 現在、道路のほうもまだつくっている途中でございます。

なので、延長等はまだ全て把握できておりませんので、震災前と震災後の路線の延長がど  
れぐらいになるかというのはまだ把握できておりません。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと補足させていただきますけれども、今はとにかく路

線の認定が多いので、どんどんふえていくと思います。それで、ある一定のときになったときに、路線の廃止というものをある程度一括で上程したいと思っていましたので、そうなるとそのときに初めて路線は数として、そのときには減りますけれども、最終的に震災前とどのくらいふえるかというのは、ちょっとわからないというのが現状でございます。

（「はい、了解です」の声あり）

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 先ほどの字の変更のときでもよかったんですが、余りずれるようだったら、議長、とめていただいて構わないので。

町をつくるときに、道路網というのは非常に大きな問題があって、特に区画整理事業だとか、あと高台移転もそうなんです、昔津波があったときに道路境によって住居表示、1丁目だとか2丁目と変えてきました経緯があります。それで、例えばこれを見ても、沢山もあれば柵内もあるのに、住所は大槌町大槌なわけですよ。これは最終的に、俺は前の議会でも聞いたことがあるんだけど、例えば柵内1丁目というのをつくっていくのかとか、吉里吉里も国道が内側に入って丁目の境が新しくなったりとか、それをしていくことによって自治会組織の面積とか規模を変更しなくてはいけない。さまざまなものが、今後地域では出てくるんですけども、その変えられるものと変えられないものもあると思うんですが、例えば前段に出た字は変えられないよとか、本籍は変えられないけれども住居表示は町が指定するから住居表示は何かをやれば変えられるんだとか、そこら辺ちょっと見通してみたいなものがあれば。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと住居表示の考え方についてでございますけれども、住居表示は基本的に道路を街路といたしまして、それを例えば10メートルなりに1番、2番、3番、4番、5番とかとやってまいります。そうするとどういったことが起きるかという、例えば大ケロの場合を申しますと、この間大ケロ2丁目町営住宅をつくったんですけども、あのときには道路は大きい外にあるので、逆に言うと中にできた番地、住居表示は同じ住居になってしまいます。それで、その肩書というかを入れてさらに分けているんですけども、そういった中で言いますと、住居表示というのは、基本的には道路がきちっと、街路網が整備された段階で住居表示しないと、今回大槌町は非常に多いんですが、同じ地番がいっぱい出てきて、今回の震災でも非常にそれで混乱したわけです。その中で言えば、本来であれば街路ができて、区画整理は当然できますので、その中では住居

表示になりますし、例えばこの防集団地の場合ですと一部ですので、今度は外側の道路からはかるとみんな同じ番地になるわけですね。突っ込み道路なので。なので、苦肉の策で今回は区域に入れて、地番表示で吉里吉里2丁目にしたというところが本当のところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 前段の83号は別にして、これからできるまちがあるわけですよ。そうすれば、今までここに道路があったものが、ここが盛り土になって新しい道路ができたとき、家が1軒、例えば2丁目だったものが1丁目になったり、例えば吉里吉里の例をわかりやすく出しますけれども、天理教支社なんていうのは9の26番地、昔は10軒しかなかった。今は30軒もあって、全部が9の26なわけですよ。郵便局屋さんだって、昔の人はわかるけれども、新しい配達には迷うわけですよ。そういうふぐあいもあるし、特にこの柵内を見ても、なんかそういうものというのが町の操作で今後、街路道だかいろいろあると思いますけれども、町名をつけたりとか、町名の何番地とやる予定というのはありますかという意味で聞いたんですが。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっと言い方が悪かったんですけども、今言ったように、余り街路を整備する前に住居表示をしてしまうと今のような事例が起きるので、できるだけそういったところでは住居表示はしないで、地番の中でやっていきたいというのが本音でございます。そして、ある程度街路ができた段階で、全体を通して、例えば番地を入れるというのが本来かなと。したがって、区画整理の中は当然住居表示をするんですけども、逆に言うと今言ったような、例えばあそこは国道45号が街路になって、その中から入る道路が1本で、その番地は全部同じになってしまいます。要するに45号を付随して番号が振られると。ですので、今はできるだけ今言ったような地番表示の中での町名にしたり、最終的に、ある程度きちっとしたときに、全体を通して住居表示するのが一番最善かなとは思ってございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 最後ですから。では、私が解釈できるようにだけ聞きます。じゃあ、ある程度整備されて完成形が出たときに、ここからここまでは例えば1丁目としましようとか、旧2丁目が1丁目になったり、1丁目が2丁目になったりする場合だってあるかもしれないし、新しい1丁目が出てくるかもわからないけれども、そういうこととい

うのは町の住居表示の中では可能なんですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 逆に言いますと、住居表示を一旦してしまうと、その変更をするのが非常に難しい。だから、住居表示しないで、整備できた段階で住居表示したほうがきちんとなるという趣旨でした。

○議長（小松則明君） 進行いたします。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第83号町道の路線認定及び変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。お座りください。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第84号 平成26年度大槌町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第84号平成26年度大槌町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） それでは、平成26年度大槌町水道事業剰余金処分計算書（案）をごらん願います。

利益剰余金及び未処分利益剰余金についてご説明いたします。

まず、未処分利益剰余金ですが、当年度末残高1,168万3,804円、当年度の純利益であります。議会の議決による処分額1,100万円、これは未処分利益剰余金のうち1,100万円を減債基金へ積み立てするものであります。処理後残高、繰越利益剰余金は68万3,804円となります。

次に、利益剰余金ですが、当年度末残高1億211万3,348円、議会の議決による処分額1,100万円、これは減債基金へ積み立てするものであります。処理後残高は1億1,311万3,348円となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第84号平成26年度大槌町水道事業会計の剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす8日は午前10時より開催いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散 会 午後3時19分